

第564回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和6年10月11日（金）

午前10時30分

場所 茨城県土浦合同庁舎 本庁舎

第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部改正（案）について【協議】

(2) 霞ヶ浦北浦におけるウナギ漁業の実態調査結果と今後の制度化について【協議】

(3) 第1種区画漁業（小割式養殖業）に係る免許の結果について【報告】

(4) 第15期茨城県海面利用協議会霞ヶ浦北浦海区部会の結果について【報告】

(5) テナガエビ等の資源状況について【報告】

(6) 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会中央要望提案について【報告】

(7) その他

7 閉 会

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部改正の概要

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

1 改正の内容及び理由

(1) 保護水面等の区域表記の改正（緯度経度表記の追加等）（第32条及び第37条の改正）

衛星測位及び地理情報システムの技術の発達により、緯度経度の情報を容易に得られるようになった。この状況を踏まえ、規則第32条に定める保護水面の区域及び規則第37条に定める禁止区域等の位置を明確にし、より適切な取締を行うことができるようにするため、基点の緯度経度を測量又は計算によって明らかにし、併せて、基点を示す地番や現地構造物の表記について、現行表記と乖離が生じていることから適正化を図るため、表記について必要な改正を行う。

(2) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（第44条第2項の追加）

令和6年6月26日に公布された漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）のうち、漁業法（昭和24年法律第267号）第52条に第1項を加える改正規定は、令和6年7月16日に施行された。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものであるが、一連の手続や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう、規則にも確認的に記載する。

(3) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（第51条第1項の改正）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものであるが、拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

(4) 文言の適正化（第51条及び第52条の改正）

両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化する。

2 施行日

公布の日から施行する。ただし、第51条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

3. 規則一部改正の主なスケジュール(案)

年度	月	事 項	内 容
R6	7月	改正概要説明	・漁業調整委員会へ規則改正概要の説明
	10月	改正案説明	・漁業調整委員会へ規則改正（案）事前説明
	12月	委員諮詢・答申	・知事から漁業調整委員会への諮詢・答申 (漁業法第57条第5項、水産資源保護法第4条第8項)
		認可申請	・知事から農林水産大臣への認可申請 (漁業法第57条第6項、水産資源保護法第4条第6項)
	1月	認 可	・農林水産大臣からの認可
	3月	公 示	・県報搭載
R7	～6月	施 行	

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部改正（案）新旧対照表

改正案	現行	改正内容
<p>(保護水面における採捕の禁止)</p> <p>第32条 何人も、次に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域においては、水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面</p> <p>ア <u>かすみがうら市坂に設置した標柱（北緯36度4.298分 東経140度22.524分）</u></p> <p>イ アから144度（真方位による。以下この規則中に示す方位について同様とする。）700メートルの点 <u>（北緯36度3.991分 東経140度22.796分の点）</u></p> <p>ウ ウから144度400メートルの点 <u>（北緯36度4.636分 東経140度23.392分の点）</u></p> <p>エ <u>かすみがうら市田伏に設置した標柱（北緯36度4.811分 東経140度23.237分）</u></p> <p>(2) 次のア及びイの2点を結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面</p> <p>ア <u>行方市天掛に設置した標柱（北緯36度3.041分 東経140度32.947分）</u></p> <p>イ <u>行方市吉川に設置した標柱（北緯36度3.411分 東経140度32.812分）</u></p> <p>(3) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と稻敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水面</p> <p>ア <u>稻敷郡美浦村馬掛に設置した標識（北緯36度1.138分 東経140度21.507分）</u></p> <p>イ <u>アから45度1,000メートルの点（北緯36度1.518分 東経140度21.980分の点）</u></p> <p>ウ <u>エから45度988メートルの点（北緯36度1.665分 東経140度21.806分の点）</u></p> <p>エ <u>稻敷郡美浦村馬掛に設置した標柱（北緯36度1.289分 東経140度21.338分）</u></p>	<p>(保護水面における採捕の禁止)</p> <p>第32条 何人も、次に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域においては、水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面</p> <p>ア <u>かすみがうら市坂911番地の2に設置した標柱</u></p> <p>イ アから144度（真方位による。以下この規則中に示す方位について同様とする。）700メートルの点</p> <p>ウ エから144度400メートルの点</p> <p>エ <u>かすみがうら市田伏字反町229番地に設置した標柱</u></p> <p>(2) 次のア及びイの2点を結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面</p> <p>ア <u>行方市天掛字寺下55番2の地先に設置した標柱</u></p> <p>イ <u>行方市吉川字須甫居1211番2の地先に設置した標柱</u></p> <p>(3) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と稻敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水面</p> <p>ア <u>稻敷郡美浦村馬掛一斗内163番地に設置した標識</u></p> <p>イ <u>アから45度1,000メートルの点</u></p> <p>ウ <u>エから45度988メートルの点</u></p> <p>エ <u>稻敷郡美浦村馬掛字内出486番地の3に設置した標柱</u></p>	保護水面等の区域表記の改正

改正案	現行	改正内容
<p>(4) 次のア及びイの2点を結んだ線と鹿嶋市湖岸とによって囲まれた水面 ア 鹿嶋市大字津賀に設置した標識（北緯36度1.628分 東経140度34.582分） イ 鹿嶋市大字中に設置した標柱（北緯36度1.056分 東経140度34.788分）</p> <p>(禁止区域等)</p> <p>第37条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面 ア かすみがうら市戸崎に設置した標識（北緯36度4.030分 東経140度16.564分） イ アから204度830メートルの点（北緯36度3.621分 東経140度16.337分の点） ウ エから204度810メートルの点（北緯36度3.507分 東経140度16.771分の点） エ かすみがうら市加茂に設置した標柱（北緯36度3.906分 東経140度16.993分の点）</p> <p>(2) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面 ア かすみがうら市安食に設置した標識（北緯36度6.705分 東経140度22.088分） イ アから43度700メートルの点（北緯36度6.980分 東経140度22.408分の点） ウ エから43度600メートルの点（北緯36度7.148分 東経140度22.055分の点） エ かすみがうら市安食に設置した標柱（北緯36度6.912分 東経140度21.781分）</p> <p>(3) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面 ア 行方市羽生に設置した標柱（北緯36度8.204分 東経140度22.991分）</p>	<p>(4) 次のア及びイの2点を結んだ線と鹿嶋市湖岸とによって囲まれた水面 ア 鹿嶋市大字津賀字掛崎2200番地に設置した標柱 イ 鹿嶋市大字中字中町3056番の2地先に設置した標柱</p> <p>(禁止区域等)</p> <p>第37条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面 ア かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱 イ アから204度830メートルの点 ウ エから204度810メートルの点 エ アから105度730メートルの点</p> <p>(2) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面 ア かすみがうら市安食、同市柏崎境界線北東隅 イ アから43度700メートルの点 ウ エから43度600メートルの点 エ かすみがうら市安食字小津4057番地1住宅西隅から317度30分100メートルの点</p> <p>(3) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面 ア 行方市羽生男池川橋梁西端から280度170メートルの点 イ アから234度30分730メートルの点</p>	保護水面等の区域表記の改正

改正案	現行	改正内容
<p>イ アから234度30分730メートルの点(北緯36度7. 977分 東経140度22. 594分の点)</p> <p>ウ エから234度30分530メートルの点(北緯36度7. 778分 東経140度22. 804分の点)</p> <p>エ 行方市八木蒔に設置した標柱(北緯36度7. 943分 東経140度23. 093分)</p> <p>(4) 次のア, イ, ウ及びエの各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面</p> <p>ア 行方市麻生に設置した標柱(北緯35度59. 568分 東経140度28. 378分)</p> <p>イ アから250度900メートルの点(北緯35度59. 405分 東経140度27. 814分の点)</p> <p>ウ エから266度30分630メートルの点(北緯35度59. 227分 東経140度28. 062分の点)</p> <p>エ 行方市麻生に設置した標柱(北緯35度59. 245分 東経140度28. 481分)</p> <p>(5) 次のア, イ, ウ及びエの各点を順次結んだ線と稻敷市湖岸とによって囲まれた水面</p> <p>ア 稲敷市浮島に設置した標柱(北緯35度58. 976分 東経140度25. 627分)</p> <p>イ アから20度870メートルの点(北緯35度59. 418分 東経140度25. 829分の点)</p> <p>ウ エから20度870メートルの点(北緯35度59. 551分 東経140度25. 364分の点)</p> <p>エ 稲敷市浮島に設置した標識(北緯35度59. 110分 東経140度25. 162分)</p> <p>(6) 次のア, イ, ウ及びエの各点を順次結んだ線と稻敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水面</p> <p>ア 稲敷郡美浦村大字大須賀津に設置した標識(北緯36度1. 817分 東経140度19. 013分)</p> <p>イ アから30度550メートルの点(北緯36度2. 073分 東経140度19. 198分の点)</p> <p>ウ エから36度30分980メートルの点(北緯36度2. 247分 東経140度19. 004分の点)</p>	<p>ウ エから234度30分530メートルの点</p> <p>エ 行方市八木蒔字広町8番田の北隅</p> <p>(4) 次のア, イ, ウ及びエの各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面</p> <p>ア 行方市麻生字新田551番地住宅北隅から330度6メートルの点</p> <p>イ アから250度900メートルの点</p> <p>ウ エから266度30分630メートルの点</p> <p>エ 行方市麻生八坂神社北隅から297度30分22メートルの点</p> <p>(5) 次のア, イ, ウ及びエの各点を順次結んだ線と稻敷市湖岸とによって囲まれた水面</p> <p>ア 稲敷市浮島字下り松1820番地宅地護岸壁北東隅から295度290メートルの点</p> <p>イ アから20度870メートルの点</p> <p>ウ エから20度870メートルの点</p> <p>エ 稲敷市浮島字西の洲, 同才勝境界線の道路北東隅</p> <p>(6) 次のア, イ, ウ及びエの各点を順次結んだ線と稻敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水面</p> <p>ア 稲敷郡美浦村大字大須賀津字塚下乙1413番地住宅東隅</p> <p>イ アから30度550メートルの点</p> <p>ウ エから36度30分980メートルの点</p> <p>エ 稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作1448番地家屋東端</p>	

改正案	現行	改正内容
<p>エ 稲敷郡美浦村大字大須賀津に設置した標識（北緯36度1.822分 東経140度18.613分）</p> <p>(7) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と潮来市湖岸とによって囲まれた水面 ア 潮来市大生に設置した標識（北緯36度0.153分 東経140度33.500分） イ アから45度270メートルの点（北緯36度0.255分 東経140度33.628分の点） ウ 行方市宇崎に設置した標識（北緯36度0.709分 東経140度32.615分） エ ウから215度370メートルの点（北緯36度0.546分 東経140度32.427分の点）</p> <p>(8) 次のア及びイの2点を結んだ線と鹿嶋市湖岸とによって囲まれた水面 ア 鹿嶋市大字大船津に設置した標柱（北緯35度57.936分 東経140度36.553分） イ 鹿嶋市爪木に設置した標識（北緯35度58.161分 東経140度35.748分）</p> <p>(9) 次のア及びイを通る直線、イ及びウの各点を結んだ線、ウ及びエを通る直線並びに稲敷市湖岸とによって囲まれた水面 ア 稲敷市浮島に設置した標柱（北緯35度57.590分 東経140度28.081分） イ アから35度550メートルの点（北緯35度57.832分 東経140度28.293分の点） ウ エから35度550メートルの点（北緯35度57.990分 東経140度28.069分の点） エ 稲敷市浮島に設置した標柱（北緯35度57.748分 東経140度27.857分）</p>	<p>(7) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と潮来市湖岸とによって囲まれた水面 ア 潮来市大生水神祠鳥居左脚から324度370メートルの点 イ アから45度270メートルの点 ウ 行方市宇崎字堂崎93番地に設置した標柱 エ ウから215度370メートルの点</p> <p>(8) 次のア及びイの2点を結んだ線と鹿嶋市湖岸とによって囲まれた水面 ア 鹿嶋市大字大船津2403-2番地西隅（爪木の鼻へ290度森稻荷神社鳥居左脚へ13度30分の点） イ 鹿嶋市爪木の鼻</p> <p>(9) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷市湖岸とによって囲まれた水面 ア 稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻 イ アから35度550メートルの点 ウ エから35度550メートルの点 エ アから310度550メートルの点</p>	

改正案	現行	改正内容
<p>(衛星船位測定送信機の備付け命令)</p> <p>第44条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u></p> <p>第51条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第32条から第37条まで、第39条第1項、第40条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第40条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第23条第1項、第39条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第52条 第25条第1項（第41条第8項において準用する場合を含む。）、第31条又は第38条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。</p>	<p>(衛星船位測定送信機の備付け命令)</p> <p>第44条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第32条から第37条まで、第39条第1項又は第40条第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第40条第3項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>(3) 第23条第1項、第39条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 (略)</p> <p>第52条 第25条第1項（第41条第8項において準用する場合を含む。）、第31条又は第38条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>	<p>漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正</p> <p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正、文言の適正化</p> <p>文言の適正化</p>

付 則

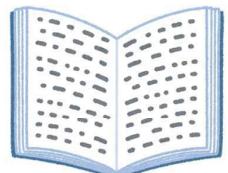
(施行期日)

- この規則は、公布日から施行する。ただし、第51条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。（経過措置）
- 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。



霞ヶ浦北浦におけるウナギ漁業の実態調査結果と 今後の制度化について

令和 6 年10月11日
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所
漁業調整課



はじめに

- ・霞ヶ浦北浦のウナギは、かつて全国有数の漁獲量があり、常陸川水門の設置によりウナギの遡上は一旦なくなつたが、その後の魚道設置により一定の遡上が再開している。
- ・ウナギは現在、張網漁業の他、うなぎ筒等の自由漁業等により漁獲されているが、操業実態は不明な部分が多い。
- ・近年、手軽な漁業としてうなぎ筒漁業等による新規参入が増え、漁場利用上のトラブルも散見されるようになった。
- ・県においても、地球温暖化が進行する中で、高水温に強いウナギは霞ヶ浦北浦の重要な資源と考えている。
- ・ウナギの資源管理と漁場利用の在り方を検討するため、ウナギ漁業の実態調査結果を踏まえて、今後の制度化を検討する。



本日の内容

- ①ウナギの生態について
- ②霞ヶ浦北浦における漁獲実態について
- ③令和5年度ウナギ漁業実態調査（アンケート）について
- ④県内の内水面ウナギ漁業ルール事例について
- ⑤まとめと今後の流れ



①ウナギの生態について

ニホンウナギの一生

- ニホンウナギは、5年から15年間、河川や河口域で生活した後、海へ下り、日本から約2,000km離れたマリアナ諸島付近の海域で産卵。産卵場が特定されたのは、平成23年2月（研究開始から36年）であり、依然としてその生態に不明な点が多い。



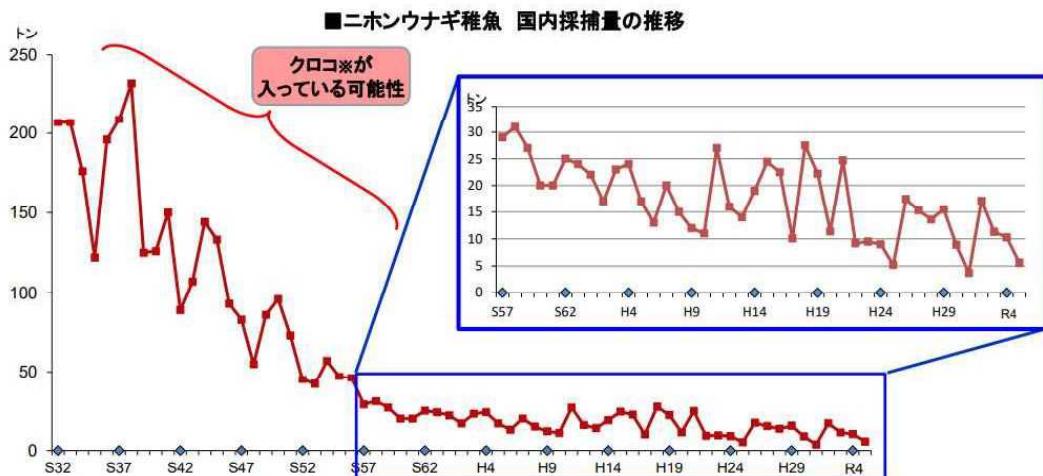
農林水産技術会議事務局作成

1

「ウナギをめぐる状況と対策について」（令和5年7月 水産庁より）

シラスウナギの来遊状況について

- シラスウナギの採捕量は、昭和50年代後半以降低水準であり、かつ、減少基調にある。
- 平成22年漁期～平成24年漁期(平成21年11月～平成24年10月)の3漁期連続してシラスウナギ採捕が不漁となり、池入数量が大きく減少したことから、平成24年6月、うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めた。



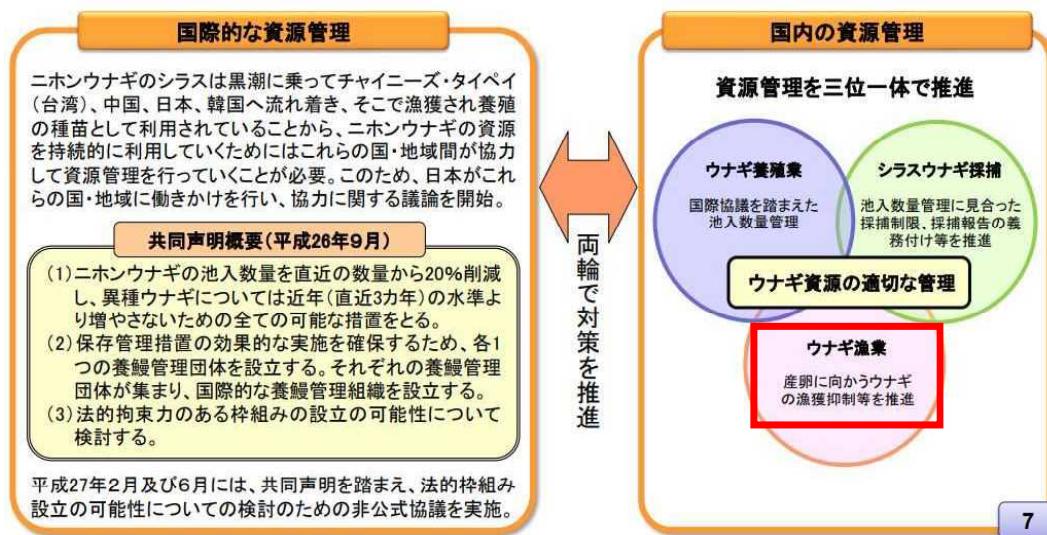
出典: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」(昭和32年～平成14年)、平成15年以降は水産庁調べ(採捕量は、池入数量から輸入数量を差し引いて算出。)
※クロコとは、シラスウナギが少し成長して黒色になったもの

3

「ウナギをめぐる状況と対策について」(令和5年7月 水産庁より)

ウナギ資源管理対策の推進について

- 今後ともニホンウナギの持続的利用を確保していくためには、国内外での資源管理対策の推進が必要。
- 國際的には、ニホンウナギを利用する日本、中国、韓国、チャイニーズ・タイペイの関係国・地域間で國際的な資源管理に向けた協力を進めるとともに、国内においては、これらの関係国・地域間で取り決めた池入数量の制限を適切に実施するとともに、シラスウナギ採捕、ウナギ漁業についても、資源管理の対策が一層進むよう対応。



7

「ウナギをめぐる状況と対策について」(令和5年7月 水産庁より)

(3) ウナギ漁業（内水面漁業）

① 河川から海に下るウナギ資源の保護について

- ウナギの漁獲抑制を含むウナギ資源管理に向けた関係者の話し合いを促進するよう全都道府県に依頼するとともに、担当官を派遣して働きかけを実施。
- この結果、主要な養鰻県においては、産卵に向かうために河川から海に下る時期（概ね10月～翌年3月）のウナギの採捕禁止又は自肃等に取り組むことを決定。

【委員会指示によるウナギ採捕禁止】

鹿児島県	: 10月～2月（内水面・海面）
宮崎県	: 10月～3月（内水面）
熊本県	: 10月～3月（内水面・海面）
高知県	: 10月～3月（内水面・海面）
青森県	: 10月～5月（内水面）
愛媛県	: 10月～3月（内水面・海面）
徳島県	: 11月～3月（内水面・海面）
静岡県	: 10月～2月（内水面）
広島県	: 10月～3月（内水面）
岐阜県	: 10月～3月（内水面）
島根県	: 11月～3月（内水面）

●: ウナギの採捕禁止又は自肃等に取り組むこととなった県



【自主的な取組】

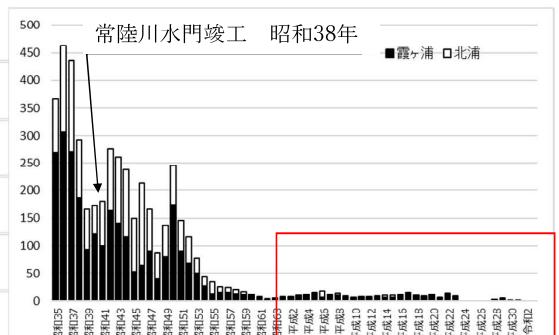
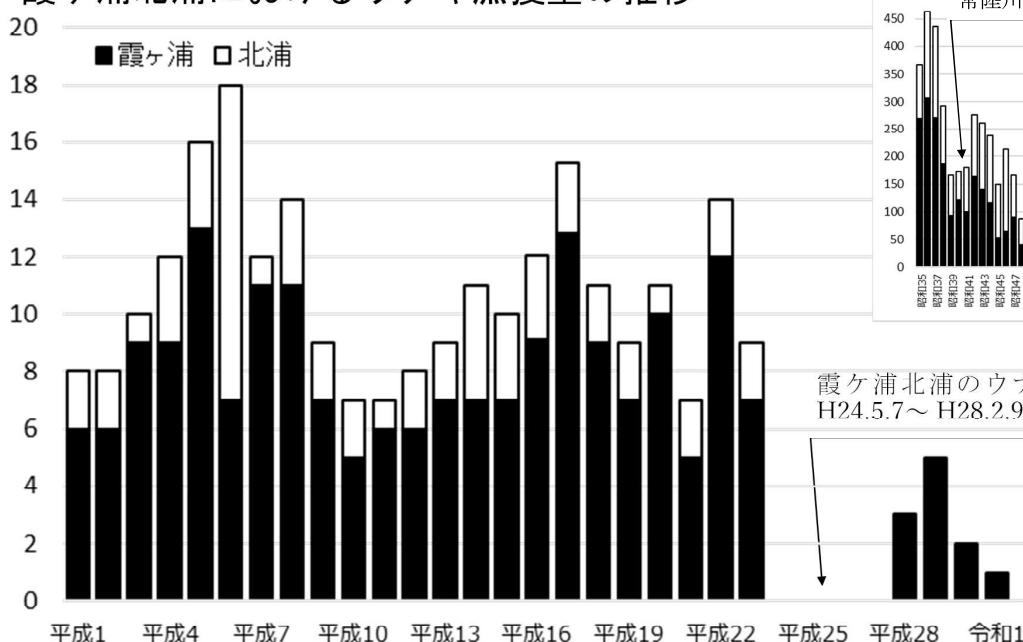
愛知県: 下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
福岡県: 下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
東京都: 下りウナギの再放流を実施。
三重県: 下りウナギの再放流を実施。
奈良県: 下りウナギの漁獲を自粛。
佐賀県: 下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
大分県: 下りウナギの漁獲を自粛。
山口県: 下りウナギの漁獲を自粛。
群馬県: 下りウナギの漁獲を自粛。
和歌山県: 下りウナギの漁獲禁止又は自粛。
岩手県: 下りウナギの漁獲禁止。
山形県: 下りウナギの漁獲禁止。
滋賀県: 下りウナギの漁獲自粛や再放流の実施。
大阪府: 下りウナギの漁獲を自粛。
香川県: 下りウナギの再放流を実施。
長崎県: 下りウナギの漁獲自粛や再放流の実施。

18

「ウナギをめぐる状況と対策について」（令和5年7月 水産庁より）

②霞ヶ浦北浦における漁獲実態について

霞ヶ浦北浦におけるウナギ漁獲量の推移

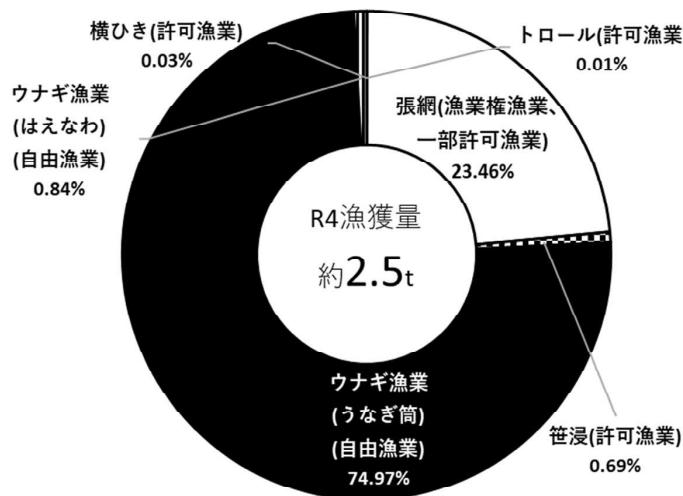


「平成元年～令和3年」拡大

図1 農林水産統計からみた霞ヶ浦北浦ウナギ漁獲量

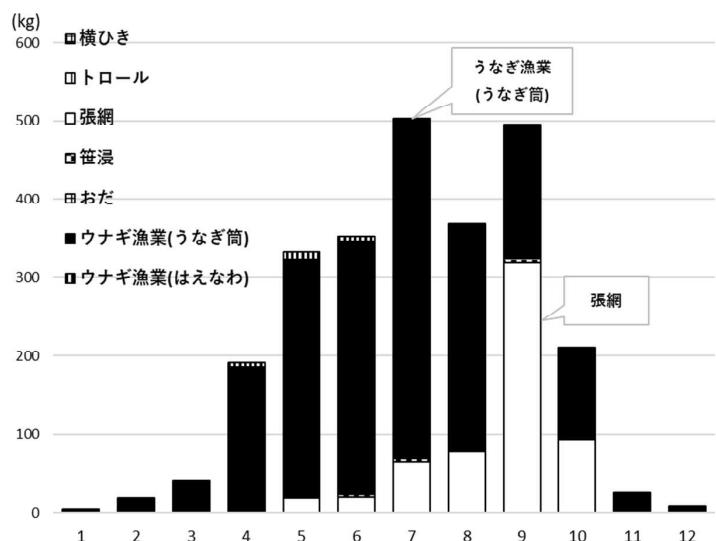
出典：茨城県農林水産統計年報(1954-2002)
漁業・養殖業生産統計 (2002-)

霞ヶ浦北浦における漁法別ウナギ漁獲量



R4 資源管理状況等の報告（操業日誌）より

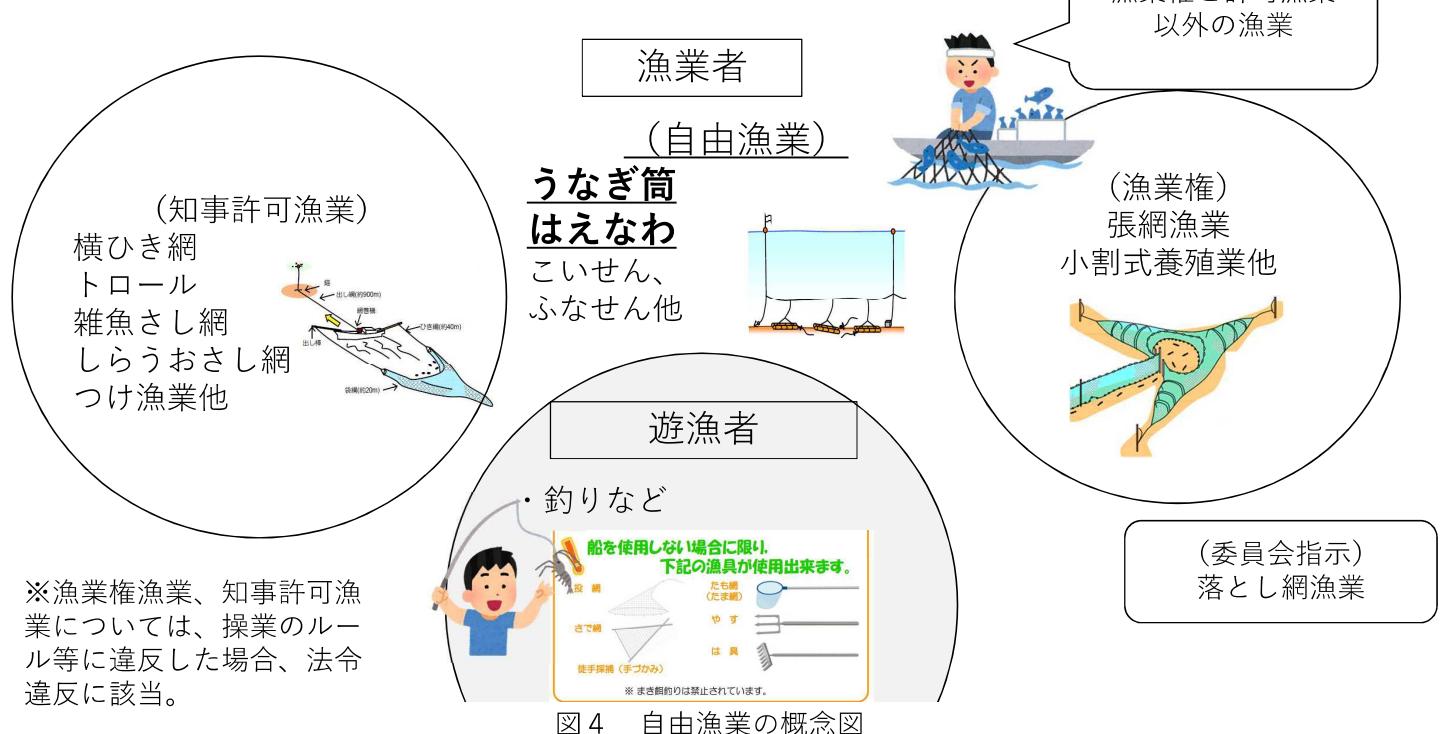
図2 霞ヶ浦北浦漁法別ウナギ年間漁獲量



R4 資源管理状況等の報告（操業日誌）より

図3 霞ヶ浦北浦漁法別月別ウナギ漁獲量

自由漁業としてのウナギ漁業



※漁業権漁業、知事許可漁業については、操業のルール等に違反した場合、法令違反に該当。

図4 自由漁業の概念図

ウナギ資源の増大の取り組み

- 種苗放流の実施：霞ヶ浦北浦各 1 か所（多面的活動組織）
⇒ R5 放流数 霞ヶ浦：約11,400尾放流 北浦：約14,000尾
- シラスウナギの遡上拡大試験（R5年5月、R6年5月 実施）：
⇒ 渕上放流試験（R5年3,751尾、R6年1,649尾を放流）
⇒ 閘門の開閉による自然遡上を検討



ウナギ放流チラシ



シラスウナギの遡上拡大試験

③令和5年度ウナギ漁業実態調査（アンケート）について

（調査方法）

・令和5年11月1日付「令和5年度 ウナギ漁業実態調査アンケートのお願い」

（調査結果）

うなぎ筒の操業者数	霞ヶ浦	北浦
承認者数	166人	69人
操業者数	約57人	約50人
はえ縄の操業者数	霞ヶ浦	北浦
承認者数	74人	34人
操業者数	約2人	－
うなぎ筒の操業時期	霞ヶ浦	北浦
漁期	4～10月	4～10月
主漁期	5～9月	7～9月

【着業者数等】

- ・ うなぎ筒の承認者数は霞ヶ浦が北浦の約2.5倍であるものの、実際の操業者数は、同程度（約50人）であった。
- ・ はえ縄漁業は、アメリカナマズ食害などから、ほぼ操業者がおらず、今回、アンケート調査を実施できなかった。

【操業時期】

- ・ 霞ヶ浦、北浦ともに4～10月。
- ・ 主漁期の終漁は、概ね9月（秋季）。
- ・ 事前調査（操業日誌）のうなぎ筒（春～秋）、張網（秋～：下りウナギ）と同じ。

うなぎ筒 漁具の数 と操業区域	霞ヶ浦	北浦
設置数 の決まり	なし	なし
仕掛けの数	50～1,000 個/人	50～300 個/人
操業区域 (地先)	地先のみ	地先のみ
操業区域 (沖だし)	決まり なし	決まり なし

【操業区域等】

- ・霞北ともに設置する漁具の数に制限はなし。
- ・1人当たりの設置個数は、北浦よりも霞ヶ浦の方が多かった。
- ・操業区域（地先）は、霞北ともに主に第2種共同漁業権漁場内又は旧支部の地先。
- ・操業区域（沖だし）は、特に制限はなく、トロール操業開始(7/21～)にあせて、沖側から岸側へ筒を移動する。
- ・自由漁業承認証(各漁協発行)の制限又は条件の欄には、操業区域について明確な記載は無かった（3漁協）。

うなぎ筒の 漁獲量	霞ヶ浦	北浦
平均(kg)	3～4尾/回 2kg/回	

【漁獲量、売先等】

- ・1回当たり3～4尾程度の漁獲。
- ・漁獲量や売先に関する情報は、個人取引や秘匿性が強いことから、ほとんど回答が得られなかった。また自家消費のみとの回答もあった。
- ・買取りの最低サイズは、200g/尾との情報もあった。

ウナギの 販売価格	霞ヶ浦	北浦
不明	不明	

主な販売先
地元加工屋、地元活魚問屋、 地元飲食店、県外飲食店、 市場出荷、自家消費

【漁場でのトラブル・意見等】

相手先	トラブルの内容
他漁業との トラブル	<ul style="list-style-type: none"> トロール船に仕掛けを持ち去られたことがある。(4漁協) 航路や船溜の出入口に筒が仕掛けられ、航行の危険がある。(2漁協) 網生簀や張網など他の漁業者の施設、漁具に勝手に仕掛ける。(1漁協)
同漁業間の トラブル	<ul style="list-style-type: none"> 地先関係なく、何百も仕掛けている者もいる。(2漁協) 他の筒漁業者と繩が交差した等のトラブルがあった。(2漁協) 新規参入者のルール理解不足からトラブルになったことがある。(1漁協)
漁業者以外 との トラブル	<ul style="list-style-type: none"> 漁業者でない者が漁具を仕かけていたのを発見したことがある。(2漁協) バスボートのルアーが引っかかり、針が残っていてケガをする。(2漁協)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 漁場に外来植物（ナガエツルノゲイトウ）が繁茂し、筒を仕掛けることができなくなった。(1漁協)

【自由漁業承認証の情報】

承認番号 :	玉-
住 所	
氏 名	
生年月日	昭和■年■月■日
① 操業の区域:	霞ヶ浦
② 演業の名称:	うなぎ筒
③ 捕獲物の種類:	うなぎ
④ 操業の期間:	自2022年4月1日 ～至2023年3月31日
⑤ 承認の期間:	自2022年4月1日 ～至2023年3月31日
⑥ 制限又は条件	<p>イ 操業中は本証を携帯すること。</p> <p>ロ ほかの漁業に妨害となるような操業をしてはならない。</p> <p>ハ 演業報告を怠ってはならない。</p>
令和4年4月1日	

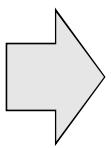


表 演協ごとの内容の概要

①操業の区域	→各水域（霞ヶ浦又は北浦等）
②漁業の種類	→一部、筒以外も（はえなわ）
③漁獲物の種類	→うなぎに限定
④操業期間	→1年間（年度4-3、歴年1-12）
⑤承認の期間	→1年間（年度4-3、個人毎）
⑥制限又は条件	→ <u>基本2項目</u> +漁協毎

承認証の様式は全漁協共通

【自由漁業承認証の情報】

承認証の内容/漁協名	霞ヶ浦	麻生	きた広	潮来
①操業区域	霞ヶ浦	霞ヶ浦	北浦	北浦及び外浪逆浦
②漁業の名称	うなぎ筒	はえなわ うなぎ筒	うなぎ筒	竹筒
③採捕の種類	うなぎ	うなぎ	うなぎ	うなぎ
④操業の期間	4/1~3/31	同左	1/1~12/31	同左
⑤承認の期間	同上(1年)	同左	承認日~1年	承認日~3年
⑥制限又は条件				
・ 操業中は本証を携帯すること。	○	○	○	○
・ ほかの漁業に妨害となるような操業をしてはならない。	○	○	○	○
・ 漁業報告を怠ってはならない。	○	○	—	—
・ 地元支部地先とすること。	—	—	○	—

【アンケート結果のまとめ】

【公的な漁業管理への移行について】

- 各漁協とも賛成との意見であった。

【設置する漁具の数について】

- 各漁協とも設置の数の制限は無く。また、管理（確認）も難しいという意見であった。

【操業区域について】

- 慣習として各地先（概ね2種漁場）として運用しているが、明文化された決まりは無かった。
- 沖出しについては更にハッキリとした決まりは無く、トロール操業時期を外して沖合操業を行っている実態があった。

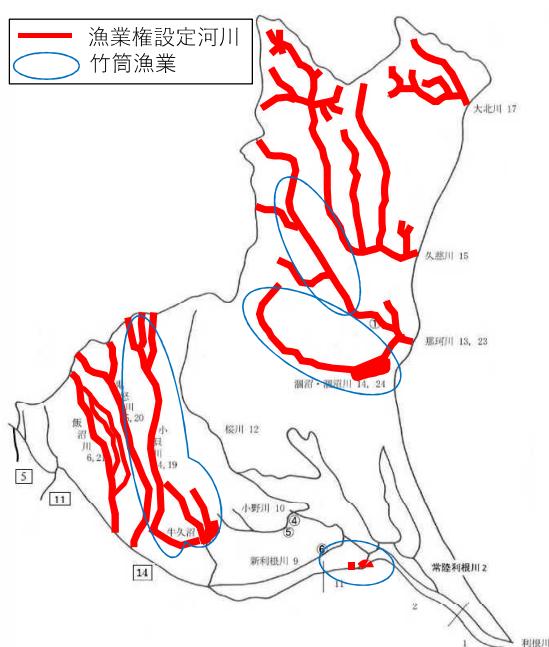
【承認証の制限又は条件】

- 各漁協とも「承認証の携帯義務」、「他漁業の妨害禁止」の2項目の記載は概ね共通していたが、罰則規定もなく、有名無実化していた。
- 実際にトラブルの多い「操業区域」や「航行妨害禁止」については、記載がなかった。

【漁獲量、販売先について】

- 各漁協とも秘匿性の高い情報につき把握できていなかった。
- 漁協としても放流効果の分析のため漁獲量の把握は必要との意見もあった。

④県内の内水面ウナギ漁業ルール事例について



【事例】A漁協における竹筒漁業ルールについて

A漁協の漁業権行使規約より

制限等	内 容
①操業者数	○100人以内(理事会で決定)
②操業期間 操業区域等	○操業期間：5月1日～10月31日 ○操業区域：全域（地先制限なし） ※他の漁業操業、航路の邪魔にならないよう設置
③漁具の制限	○1連の綱の長さは100m以内。 ○1,000本(2本束ね)/人以内。※3本以上束ねは禁止
④標 識	○漁場(漁具)に名札による標識を立て明示。
⑤航路保持	○船の出入りする場所（船着場）は6m以上開通。
⑥他漁業の妨害禁止	○定置漁場（すまき、おだ、張網）より100m以内は操業禁止。
⑦禁止期間	○禁止期間中の漁具の設置は禁止。 ○禁止期間中になった場合は速やかに撤去。



⑤まとめと今後の流れ

- 霞ヶ浦北浦におけるウナギの主要漁法である うなぎ筒漁業は、自由漁業（漁協承認）として営まれている。
- 近年、うなぎ筒漁業において、資源管理上（国際資源化、種苗放流依存、漁獲情報の不透明等）や漁業調整上（漁場トラブル等）の課題が生じている。
- 令和 5 年度実態調査の結果、各漁協とも明文化された詳細なルールはなく、また資源管理のために必要な漁獲情報等についても十分に把握されていないことが分かった。
- 県では、地球温暖化が進行する中、高水温に強いウナギは霞ヶ浦北浦の重要な資源と考えている（R5～常陸川水門におけるシラスウナギの遡上拡大試験実施中）。

R 8 年度からを想定



- 霞ヶ浦北浦において漁場の円滑利用を図り、ウナギの資源管理を推進するうえで、うなぎ筒漁業については、現在の自由漁業（漁協による管理）から、公的規制への移行が必要と考える。

第1種区画漁業（小割式養殖業）に係る免許の結果について

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

第1種区画漁業（小割式養殖業）に係る免許の結果については、以下の告示のとおり

茨城県告示第898号

漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第1項の規定により、令和6年8月16日付で霞ヶ浦北浦海区における区画漁業を次のとおり免許した。

令和6年8月26日

茨城県知事 大井川 和彦

公示番号及び 免許番号	漁業権者の住所並びに名称及び代表者の氏名	
	住 所	名称及び代表者の氏名
霞北区第11号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北区第13号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北区第15号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北区第16号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北区第17号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北区第22号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北区第25号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北区第26号	行方市玉造甲1560番地6	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄
霞北区第30号	行方市麻生163番地の1	麻生漁業協同組合 代表理事組合長 坂本 隆夫
霞北区第52号	行方市白浜1570番地	きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長 海老澤 武美
霞北区第63号	行方市白浜1570番地	きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長 海老澤 武美

免許内容、制限又は条件及び存続期間は、令和6年3月14日付け茨城県告示第236号によって公示された方法により公表された内容のとおり

第 15 期茨城県海面利用協議会 霞ヶ浦北浦海区部会の結果について

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

第 15 期茨城県海面利用協議会 霞ヶ浦北浦海区部会

1. 開催日時及び開催場所

令和 6 年 8 月 28 日（水）午後 3 時 30 分から
土浦合同庁舎第 1 分庁舎 3 階 第 3 会議室

2. 出席者

18 名（霞ヶ浦北浦海区部会委員 7 名、水産事務所 6 名、水産試験場内水面支場
1 名、環境対策課 2 名、霞ヶ浦北浦海区委員会事務局 2 名）

3. 結果

（1）部会長代理の職務代行者の決定

部会長代理に選出された行方市の代々城委員が、異動により委員を退任したため、代々城委員から委嘱を受けた行方市の清水委員が部会長代理の職務代行者となった。

（2）議題

以下の議題について報告があった。

- ・霞ヶ浦北浦の湖面利用における課題と取組状況について
- ・霞ヶ浦北浦における遊漁実態調査について
- ・霞ヶ浦北浦における資源動向について
- ・釣り魚有効活用促進事業について
- ・その他（遊適法の改正概要、釣りに関するよくある Q&A の HP 掲載について）

霞ヶ浦北浦における 遊漁実態調査について (R6年 春夏季)

令和6年10月11日（金）

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所

漁業調整課

背景と目的

霞ヶ浦北浦を訪れる遊漁者・湖上レジャー者の来訪状況等（特に、テナガエビ遊漁者）を把握するとともに、規則遵守の指導、釣りマナーの周知・広報を行う。

↓ そこで…

①遊漁実態調査補完調査

⇒ 釣獲調査によりテナガエビのサイズや1時間・1人あたりの平均釣獲数等のデータを得る。

②遊漁実態調査

⇒ 霞ヶ浦・北浦一円を巡回し、遊漁者・レジャー者数や主要な釣りエリアを把握する。



①と②の調査結果から、遊漁者による漁獲圧を推定

結果①補完調査

調査日時：令和6年6月7日（金） 11:00～14:30

場所：かすみがうら市田伏

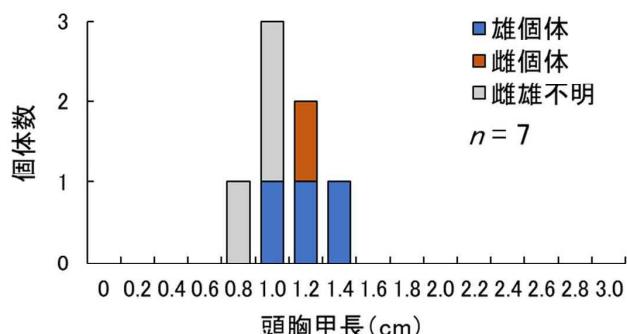


図. 釣獲されたテナガエビの頭胸甲長組成

- 雄3個体 : 頭胸甲長1.0-1.3 cm
- 雌1個体（抱卵個体数：1）: 頭胸甲長1.2 cm
- 雌雄不明3個体 : 頭胸甲長0.7-1.0 cm

計7個体釣獲

- 遊漁者数：5-6名

結果①補完調査

調査日時：令和6年6月27日（木） 10:00～15:00

場所：石岡市井関、かすみがうら市田伏

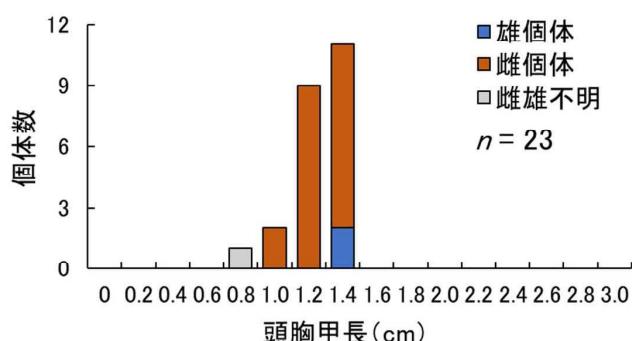


図. 釣獲されたテナガエビの頭胸甲長組成

- 雄2個体 : 頭胸甲長1.4 cm
- 雌20個体（抱卵個体数：20）: 頭胸甲長0.9-1.4 cm
- 雌雄不明1個体 : 頭胸甲長0.8 cm

計23個体釣獲（井関で2個体）

- 遊漁者数：4-5名

結果①補完調査

調査日時：令和6年7月2日（火） 9:20～12:00

場所：かすみがうら市田伏

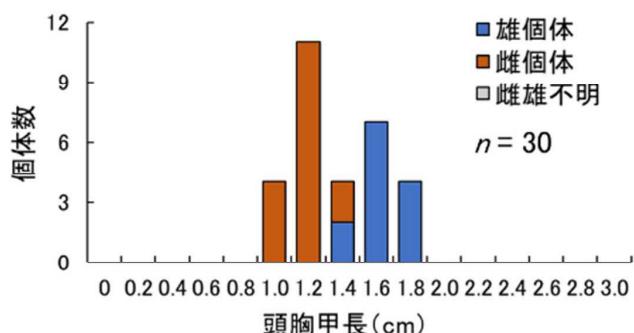


図. 釣獲されたテナガエビの頭胸甲長組成

- 雄13個体 : 頭胸甲長1.3-1.8 cm
- 雌17個体 (抱卵個体数: 17) : 頭胸甲長1.0-1.3 cm
計30個体釣獲
- 遊漁者数: 3-4名

結果②遊漁実態調査

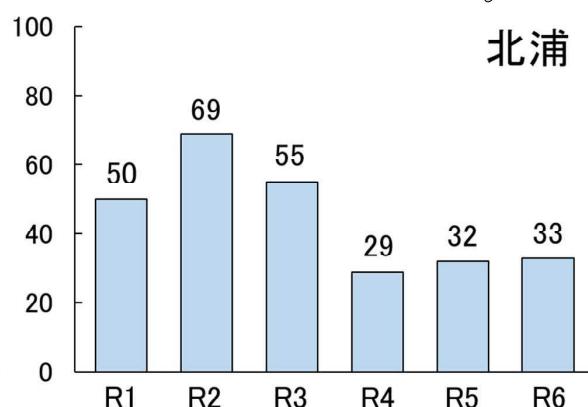
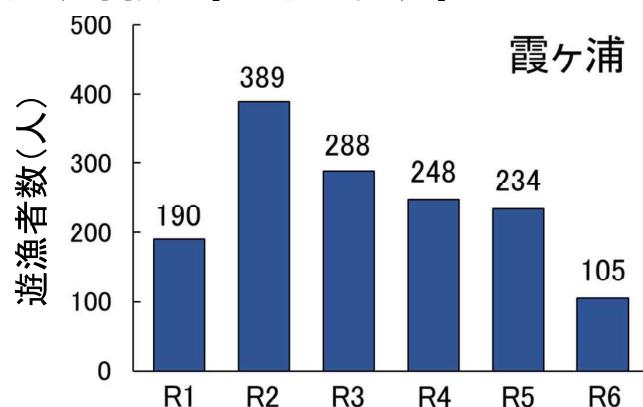
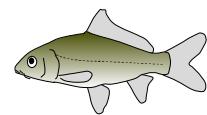
遊漁者数(人)

	コイ	バス	フナ	テナガエビ	アメリカ ナマズ	合計
霞ヶ浦	42	136	63	86	7	334
北浦	8	69	25	2	0	104
合計	50	205	88	88	7	438
%	11.4	46.8	20.1	20.1	1.6	

- ✓ 霞ヶ浦はバス・フナ・テナガエビ、北浦はバス釣りの割合が高い傾向
- ✓ 全体としてはバス釣りが最も多く（46.8%）、次いでフナ・テナガエビ（20.1%）であった。

結果②遊漁実態調査

遊漁者数（コイ・フナ）



霞ヶ浦・北浦におけるコイ・フナ遊漁者数の経年変化.

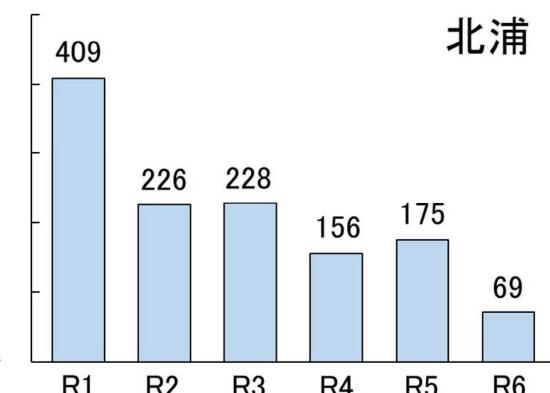
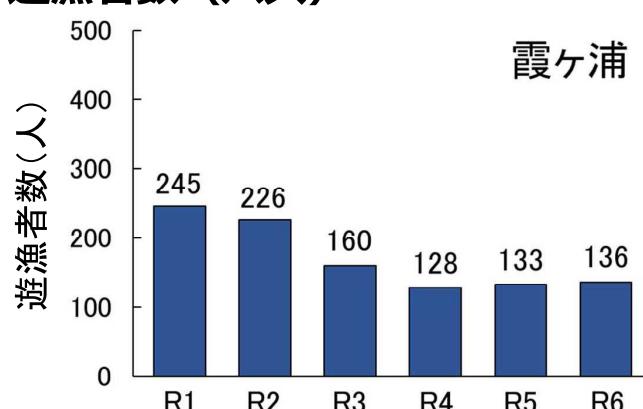
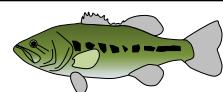
※R1～R5はGW、R6は7月の3連休での調査

霞ヶ浦：減少傾向

北浦：横ばい

結果②遊漁実態調査

遊漁者数（バス）



霞ヶ浦・北浦におけるバス遊漁者数の経年変化.

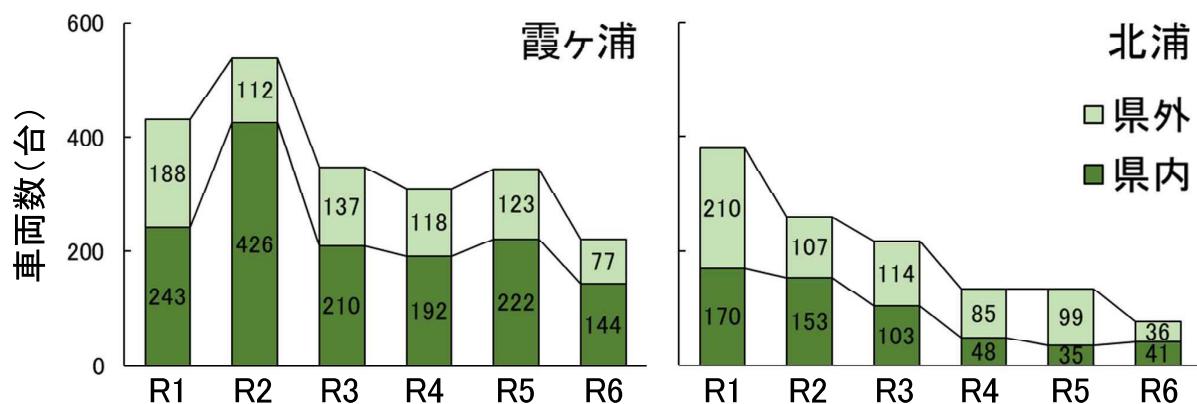
※R1～R5はGW、R6は7月の3連休での調査

霞ヶ浦：横ばい

北浦：減少傾向

結果②遊漁実態調査

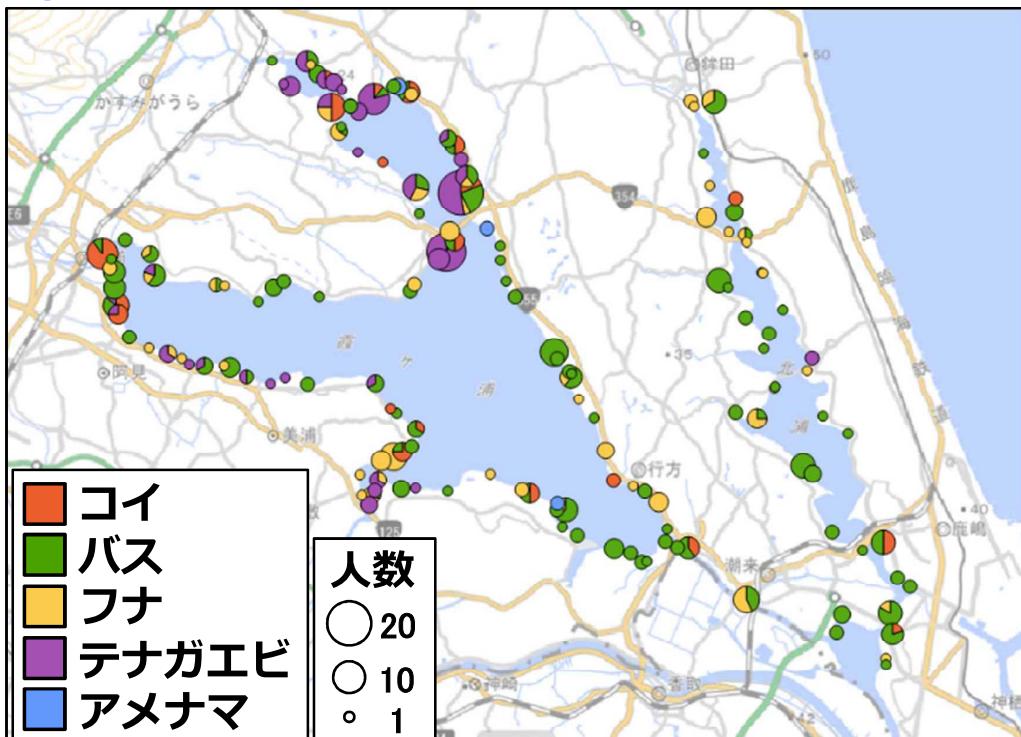
来訪車両数



霞ヶ浦・北浦における来訪車両数の経年変化。
※R1～R5はGW、R6は7月の3連休での調査

霞ヶ浦：減少傾向（県外ナンバーの割合は低い）
北浦：減少傾向（県外ナンバーの割合は高い）

結果②遊漁実態調査



コイ：土浦入、高浜入、妙岐ノ鼻

バス・フナ：広域的に分布

テナガエビ：高浜入、田伏、玉造、古渡など

結果 テナガエビ資源への影響 (R5調査結果)

	エビ釣り人数 (人)	遊漁期間の日数 (日)	CPUE (尾/時・人)	1日の 釣り時間 (時間)	釣獲エビの平均体重 (g/尾)
ピーク期 5~7月 (平日)	23人	62日	9.9尾	3.4時間	2.8g
ピーク期 5~7月 (休日)	82人	30日		4.1時間	
閑散期 8~10月 (平日)	21人	63日	11.1尾	3.3時間	0.9g
閑散期 8~10月 (休日)	26人	29日		4.0時間	

	総重量	総尾数
漁獲量	36,272 kg	9,059.7 万尾
釣獲量	488 kg	23.0 万尾
釣りの影響	1.3%	0.3%

エビ釣獲尾数 23.0万尾
エビ釣獲重量 488 kg

5~10月のエビ釣りによる釣獲量は、
年間漁獲尾数の0.3%、年間漁獲重量の1.3%と推定された。

結果 テナガエビ資源への影響

遊漁者によるテナガエビ採捕量 (R6 vs R5)

5~7月(休日)における遊漁者による採捕量

	尾数(推定値)	重量(推定値)
R6	78,227 尾	141 kg
R5	99,851 尾	280 kg
R6/R5	0.78	0.50

尾数・重量ベースともに昨年度より減少

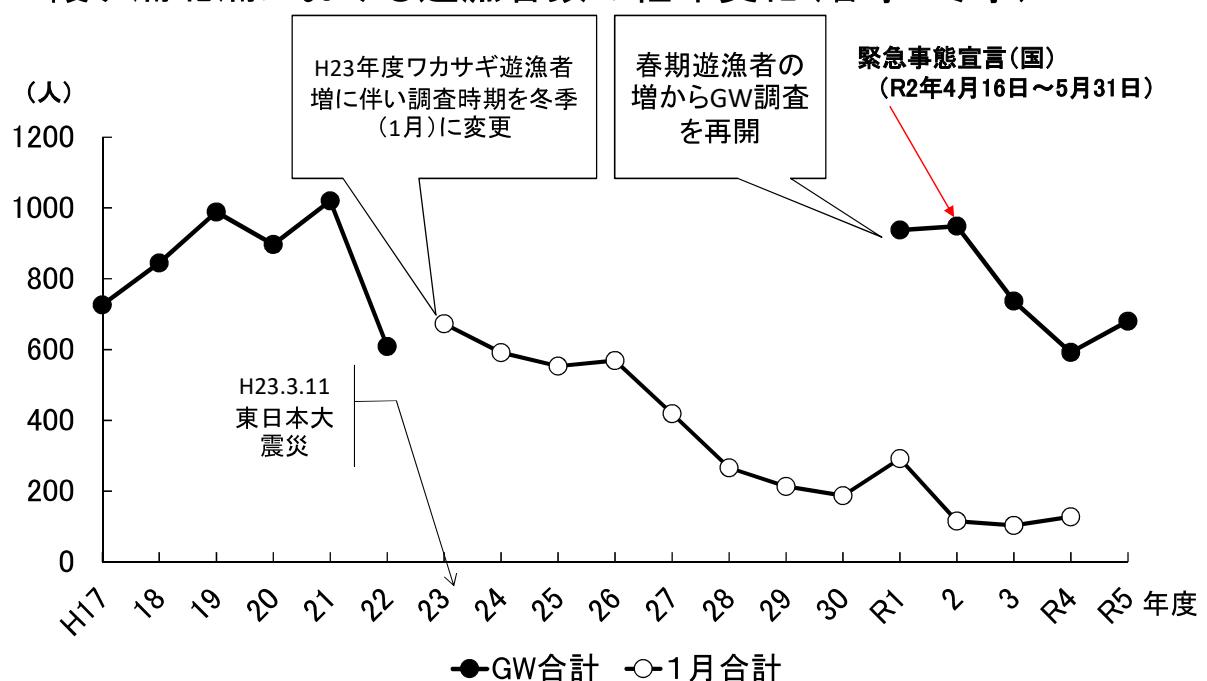
⇒ とくに、重量ベースでR5から大きく減少したのは、釣獲されたテナガエビの平均重量が低下したことによる (R6 : 1.8 g、R5 : 2.8 g)。

まとめ

- 補完調査（釣り調査）の結果、テナガエビは、7月初旬には雌雄が識別できる大きさまで成長していた。
- R6遊漁実態調査の結果、遊漁者は438人で、最も多いのはバスで（約47%）、次いでフナ・テナガエビ（いずれも約20%）釣りであった。
- 釣り方によって遊漁者の分布に差異が認められた。
- 釣り禁止エリアで釣りをしている遊漁者もみられたため、引き続き、ルール・マナーの周知をはかっていく。

【参考】

霞ヶ浦北浦における遊漁者数の経年変化(春季・冬季)



春季調査における遊漁者数の経年変化を見ると、R2以降減少傾向であったが、R5は増加した。

令和 6 年 10 月 11 日
水産試験場内水面支場

令和 6 年度 テナガエビ等の資源状況について

1. テナガエビ

(1) 漁模様

[霞ヶ浦]

解禁後の 1 週間は約 20 kg/時・隻となり、過去 5 年で最も低い水準となつた。このため、シラウオ漁（浮かし曳き）を行う船が大半で、エビ曳きの操業隻数が少ない状況であった。

表 1 操業日誌および聞き取り調査からのテナガエビ CPUE の推移（霞ヶ浦）

操業期間	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	9月24日	9月24日	9月13日	9月15日	9月4日	9月23日
開始日(1日目)	87.9	—	10.0	66.1	—	—
2~7日目	57.0	43.1	28.6	46.3	98.7	23.3
8~15日目	56.7	37.7	26.9	40.8	100.9	—
16~30日目	47.3	25.3	22.5	22.0	98.4	—
31~45日目	31.9	27.2	—	17.1	72.2	—
46~60日目	—	—	—	—	21.6	—
60~75日目	—	—	—	—	22.7	—
年平均	56.2	33.3	22.0	38.5	69.1	23.3
年間漁獲量	133トン	87トン	34トン	19トン	未発表	未発表

※1 令和6年度は聞き取り調査の集計データのみ

※2 年間漁獲量は漁業・養殖業生産統計

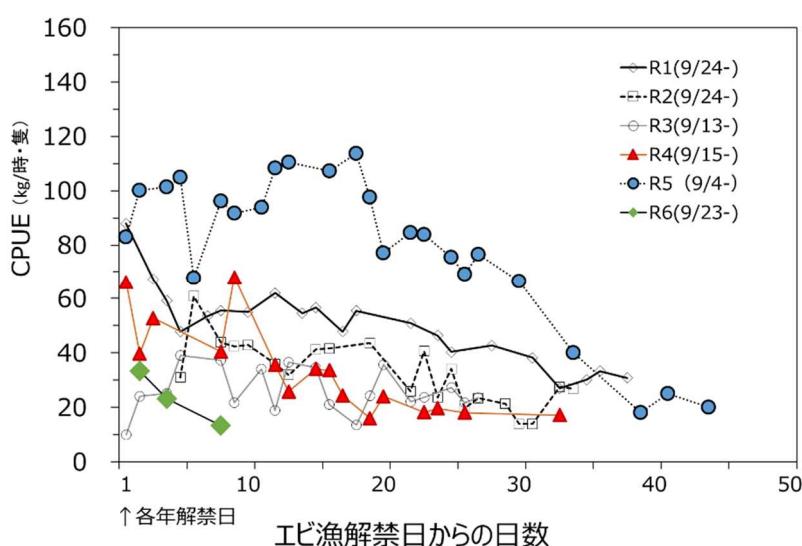


図 1 エビ漁解禁日からの CPUE の推移（霞ヶ浦）

[北浦]

エビ曳きの着業船はない。

表2 操業日誌および聞き取り調査からのテナガエビ CPUE の推移（北浦）

操業期間	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	(単位: kg/時・隻)	
						令和6年	
開始日(1日目)	9月24日	—	—	—	8月31日	—	—
	—	—	—	—	6.3	—	—
2~7日目	4.0	—	—	—	—	—	—
8~15日目	—	—	—	—	5.0	—	—
16~30日目	—	—	—	—	10.0	—	—
31~45日目	—	—	—	—	—	—	—
46~60日目	—	—	—	—	—	—	—
60~75日目	—	—	—	—	—	—	—
年平均	4.0	—	—	—	7.1	—	—
年間漁獲量	0トン	0トン	0トン	0トン	未発表	未発表	未発表

※ 年間漁獲量は漁業・養殖業生産統計

(2) テナガエビのサイズ（霞ヶ浦）

今年度の解禁後、霞ヶ浦で漁獲されたテナガエビのサイズは頭胸甲長 6 mm 未満の稚エビが全体の 7 割を占めており、昨年に比べて小さい。

また、シラウオ曳きでは頭胸甲長 2 ~ 3 mm の稚エビが多く混獲されている。

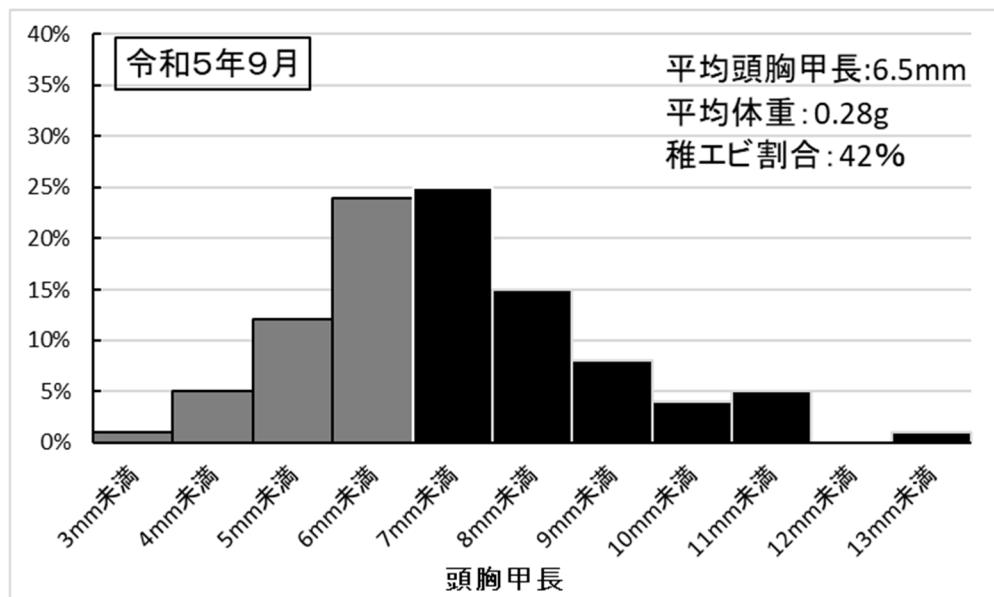
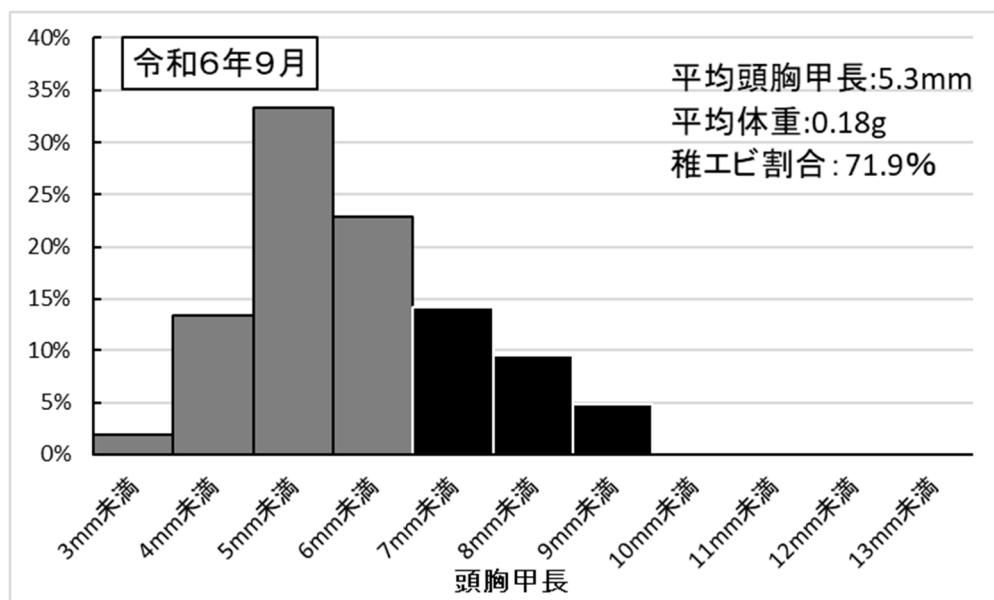


図2 トロール漁のテナガエビのサイズ

2. シラウオ

(1) 漁模様

[霞ヶ浦]

トロール漁解禁当初から大半の船がシラウオ狙いの操業となっている。

これまでの漁模様は昨年より良いが、令和4年の半分程度となっている。

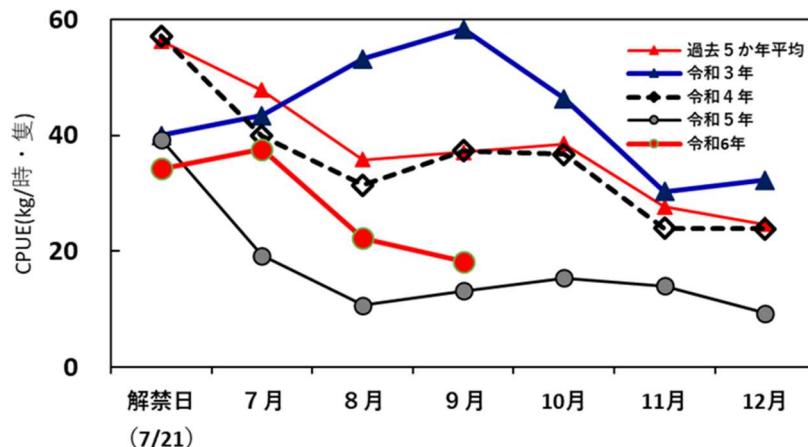


図3 トロール漁解禁日からのシラウオ CPUE の推移

※CPUEは漁業者の操業日誌及び霞ヶ浦北浦水産事務所の聞き取り調査結果から算出

[北浦]

北浦では 10kg/日・隻に満たない漁獲状況であり、着業船も少ない。

(2) シラウオのサイズ (霞ヶ浦)

昨年同様小さいが、9月になり成長がみられ始めた。

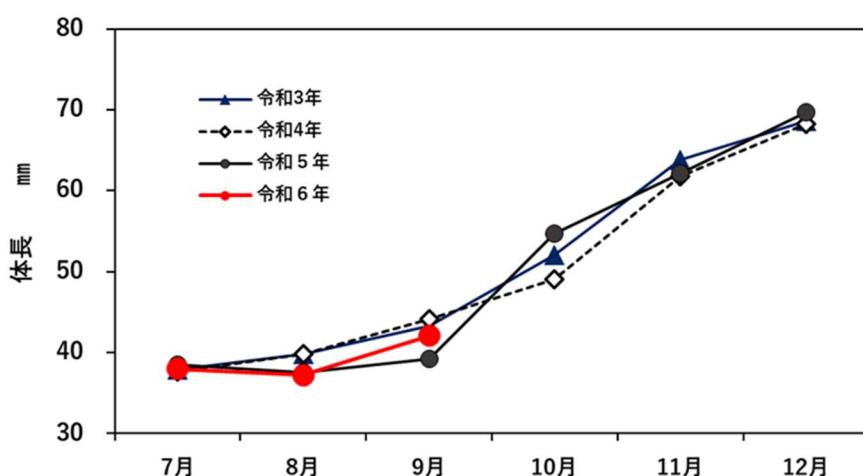


図4 トロール漁のシラウオのサイズ

参考情報

テナガエビ増殖効果調査について (貝殻基質の増殖効果)

令和6年10月11日
水産振興課・水産試験場内水面支場

貝殻基質によるテナガエビの増殖事例

令和6年10月11日
水産振興課・内水面支場

テナガエビが人工湖を掃除する 養殖で水質浄化に成果

2021/5/2 12:00

この記事をスクラップする



テナガエビが人工湖を掃除する 養殖で水質浄化に成果

湖の水質改善と地元産品開発の一石二鳥の取り組みが、完成当時は世界第2位の規模だった人工湖（ダム湖を除く）で行われている。岡山県南部にある児島湖。水質悪化の原因となっているプランクトンを除去するため、唐揚げなどにするとおいしいテナガエビを増殖する水質浄化事業を行っている。事業開始から間もなく3年となる中、成果を上げつつあるようだ。（高田祐樹）

» 他の写真を見る (1/5枚)



岡山県が児島湖に設置した人工の巣箱（岡山県農業技術センター）

ワースト3の水質

「一番魚が取れたのは昭和40年代かなあ」と話すのは、漁師歴40年超のペテラン、藤原芳員（よしかず）さん（71）＝岡山市南区。目を落とす水面は薄い茶色に濁っている。

児島湖は広さ約10・88平方キロ、総貯水量2607万トン。昭和34年2月、周辺の農地の水不足解消などを目的に児島湾を閉め切って完成した。だが、時代とともに問

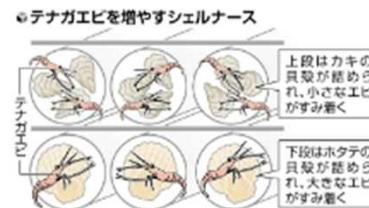
引用：産経新聞オンライン（2021年5月2日）

<https://www.sankei.com/article/20210502-TNQBEVEARFK6PJLKWA522CPAM/>

テナガエビ 増やす「家」

2024/05/14 05:00

この記事をスクラップする



由良川でとれるテナガエビ（府提供）



引用：読売新聞オンライン（2024年5月14日）

<https://www.yomiuri.co.jp/local/kyoto/news/20240513-OYTNT50015/>

貝殻詰めた漁礁 成長ですみ分け

由良川漁協 効果期待

福知山市などを流れる1級河川・由良川でとれるテナガエビ。漁獲量を増やそうと、エビのアパートと呼ばれる増殖礁「シェルナース」を由良川漁業協同組合が導入した。産卵期を迎え、効果が注目される。（岩崎祐也）

古くから素揚げや塩焼きなどで食べられてきたテナガエビは、緑や灰色がかった褐色で体長約10センチ。細長い脚が特徴で、本州以南の河川や湖沼に分布している。府内では由良川水系で多くみられる。

府内では唯一、同漁協がテナガエビの漁業権を取得している。持ち込まれるテナガエビの漁獲量は年30～40キロで推移しているが、不漁で激減する年も珍しくないという。漁業権者には対象種の増殖義務が課せられており、同漁協はこれまで府立海洋高校（宮津市）と協力して養殖事業を進めたり、琵琶湖（滋賀県）でと

次期計画の事業内容として、霞ヶ浦北浦で貝殻を使った**テナガエビ増殖礁の整備**の有効性を検討するため、テストピースを用いた調査を実施しておりますので、途中経過を報告します。

霞ヶ浦北浦での調査方法

令和6年10月11日
水産振興課・内水面支場

【1.貝殻基質の概要】

- たて50cm×よこ45cm×高さ45cm
- カキ殻、ホタテ殻、貝殻なしの3タイプ

【2.各タイプの特徴】

①カキ殻

- ・表面積（＝エビの付く面）がホタテ殻より多い
- ・ホタテ殻に比べて隙間が狭い



②ホタテ殻

- ・表面積がカキ殻より少ない
- ・カキ殻に比べて隙間が広い



③貝殻なし

- ・貝殻基質の入っていないメッシュパイプ
- ・内水支ではテナガエビトラップとして使用

【3.設置場所】

- ・霞ヶ浦：内水支桟橋に設置（水深約4m）
- ・北浦：行方市山田地先水生植物帶施設に設置（水深約1m）

【4.時期】

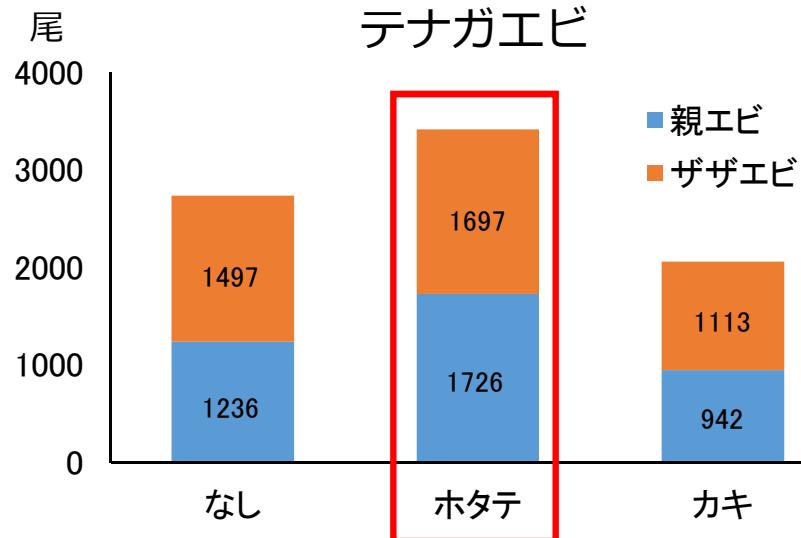
R5.10月～R7.3月まで



テナガエビやゴロがそもそも貝殻基質に多く集まるのか、どのタイプに多く集まるのかを調べました。

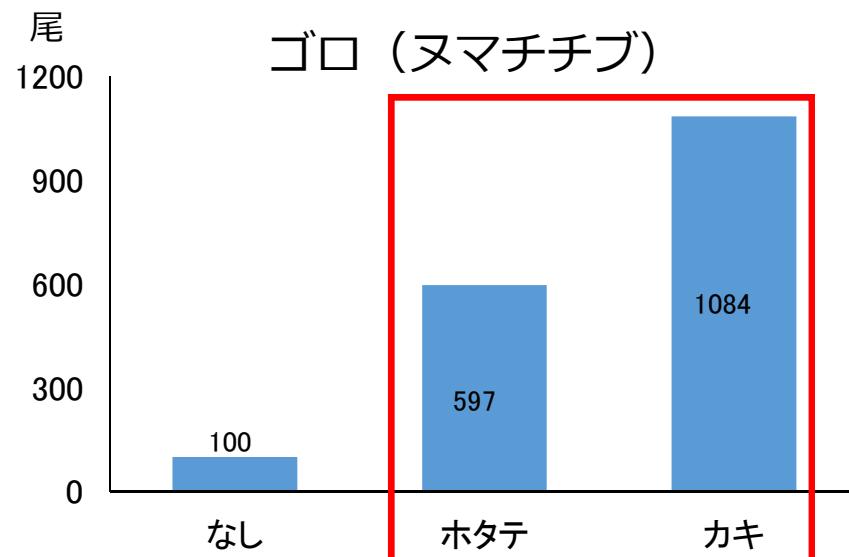
調査結果（途中経過）

令和6年10月11日
水産振興課・内水面支場



【1. テナガエビの蝦集尾数】

- ・テナガエビはホタテの基質に多く蝶集した。
 - ・各タイプへの集まり方（基質選好性）に親エビとザザエビで違いはなかった。
- ⇒ ホタテ殻程度の隙間の大きさがテナガエビの産卵や成育に適している可能性がある。



【2. ゴロの蝶集尾数】

- ・ゴロは貝殻基質に多く蝶集した。
 - ・貝殻なしにはほとんど蝶集しなかった。
- ⇒ 貝殻基質はゴロの生息場所として適している可能性がある。

【ゴロの産卵調査】

- ・本調査と同時に実施。
- ・実際に貝殻基質にゴロが産卵することを確認した。

⇒ 貝殻基質はゴロの産卵場としての機能も有する。



カキ殻に産み付けられたゴロの卵

貝殻基質の増殖礁が次期計画の事業内容と成り得るか、引き続き調査・情報収集を行つていきます。

＜参考＞ 各基質で採集されたエビ・魚類と各基質のテストピース



基質なし



カキ殻



ホタテ殻

令和 7 年度 全国海区漁業調整委員会連合会 中央要望提案について

令和 6 年 10 月 11 日（金）

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

1 全国海区漁業調整委員会連合会の概要

全国海区漁業調整委員会連合会（以下「全漁調連」という）は、昭和 40 年に発足し、全国 40 都道府県の 72 海区漁業調整委員会で構成され、漁業法の目的である「水産資源の持続的な利用」及び「水面の総合的な利用」を図り、水産業の再生・発展の一翼を担うため組織されている任意団体。

全漁調連は、東日本、日本海、西日本、九州の 4 ブロックに分かれ、本県は東日本ブロックに所属。 ブロック会議では各ブロックの特性を踏まえて、次年度の中央要望事項等を審議（その後、4 ブロックの意見を調整し、要望活動を実施）。

今年度の東日本ブロック会議は愛知県で開催（構成道都県で持ち回り）。

〔ブロック構成〕

東日本 = 12 都道県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重）

日本海 = 12 府県（青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井、京都、兵庫、鳥取、島根、山口）

西日本 = 11 府県（滋賀、大阪、和歌山、兵庫、岡山、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛）

九州 = 8 県（福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、長崎、鹿児島、沖縄）

2 中央要望提案の流れ

（1）ブロック会議（各ブロックごとに開催）（秋期）

- ・海区漁業調整委員会が直面する諸課題について、その対策案を協議、検討
- ・海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築（要望活動結果報告、次年度に向けた要望事項）。

（2）会長・副会長会議、理事会（隨時）

- ・各ブロック会議で議決された要望内容の取扱い等について協議・意見交換。
- ・総会に提出する協議事項、事業計画書案、総会の運営等について協議。

（3）通常総会（翌年 5 月）

- ・事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択。

（4）漁業調整活動対策等（中央要望活動）（例年 7 月）

- ・各海区より提案があった事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望。

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会 要望活動結果(国からの回答)

I 海区漁業調整委員会制度について

R6年度要望趣旨

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に対して、確実に対処していくためには、多くの議論が必要であり、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

R6年度要望		回答、状況等										
1	1 海区漁業調整委員会制度の堅持 海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。 [続続]	<p>【水産庁】</p> <p>1 海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき、漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定に際しての権限が与えられているなど、海区内の漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。</p> <p>[続続]</p> <p>2 新たな資源管理の推進や漁場の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織である海区漁業調整委員会がこのような役割を的確に果たしていけるよう、制度の堅持に努めてまいります。</p> <p>[内容変更]</p>										
2	2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保 漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。 [内容変更]	<p>【水産庁】</p> <p>漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政事情の中においても一定の予算を確保しているところであります。引き続き、海区漁業調整委員会の活動に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努めてまいりたい。</p> <p>(参考)漁業調整委員会等交付金 予算推移</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">令和2年度</td> <td style="width: 10%;">181,302千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>181,302千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>181,302千円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>176,302千円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>176,302千円</td> </tr> </table> <p>[続続]</p>	令和2年度	181,302千円	令和3年度	181,302千円	令和4年度	181,302千円	令和5年度	176,302千円	令和6年度	176,302千円
令和2年度	181,302千円											
令和3年度	181,302千円											
令和4年度	181,302千円											
令和5年度	176,302千円											
令和6年度	176,302千円											
3	3 新たな漁業関係法令の改正について 海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するため、国は海区漁業調整委員や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。 [内容変更]	<p>【水産庁】</p> <p>1 海区漁業調整委員会制度を適切に運用していくためには、海区漁業調整委員会や都道府県、水産関係団体、漁業者等関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施してまいりたい。</p> <p>[続続]</p> <p>2 また、海区漁業調整委員会の全国組織である貴会において、各海区の実態について調査するなどして必要な情報共有を行うことで、より円滑な制度運用が図られると考えることから、引き続き、貴会と連携を図ってまいりたい。</p> <p>[続続]</p>										
4	4 海区漁業調整委員の資質向上について 海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議を行うためには、海区漁業調整委員の専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。 [内容変更]	<p>【水産庁】</p> <p>海区漁業調整委員会における公平公正な審議を行うためには、委員の更なる資質向上も重要な要素の一つであることから、貴会とも連携し、そのための機会の設定に向けて調整してまいりたい。</p> <p>[続続]</p>										

II 沿岸漁場の秩序維持について

R6年度要望趣旨

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を搖るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たないことから、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序を維持し、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

	R6年度要望	回答、状況等
1	<p>①違法操業の取締強化等 ②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。 ③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的に連絡会議を開催しているところである。 継続</p> <p>2 現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部支部（漁業調整事務所）と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。 継続</p> <p>3 今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。 継続</p> <p>4 昨年11月に「令和5年度漁業監督公務員研修会」をWEB会議を併用して開催し、法務省、警察庁、海上保安庁の講義等による取締能力の向上及び連携強化に努めたところであり、今年度においても漁業監督吏員の資質向上のため、同様に開催を予定している。 内容変更</p> <p>5 沿岸域での密漁対策については、都道府県、海上保安庁、警察及び水産庁等の関係機関が、関係漁業者等と連携して実施することが効果的であると認識している。</p> <p>6 密漁対策の支援としては、都道府県への交付金により、 (1)悪質化、広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催 (2)メディアの活用や看板設置等による普及啓発に係る経費 (3)監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備 を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。</p> <p>7 また、漁協、都道府県、警察及び海上保安庁等の関係者が密接に連携し、情報の共有、取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の取組を推進するとともに、水産物流通の適正化に向けた諸制度の運用、一般市民への啓発を併せて行うことにより、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。 新規</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、各管区海上保安本部・海上保安部署において、水産庁や警察等の関係機関、自治体、地元漁協等と緊密に連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視・取締りを行っているところ。 今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、関係機関との連携強化に努め、対応してまいります。 また、最近一般人がレジヤー感覚で密漁する事例もみられることから、東京湾を中心とした浜辺等においても監視・取締りにしっかり取り組んでまいります。 内容変更</p>

2	<p>2 「密漁もの」の流通防止</p> <p>①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知とともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>④シラスウナギについては県域を越えて広く流通していることから、水産流通適正化法の適用開始に向けて、国主導による流通の透明化を推進すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、令和2年12月に施行された漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ、シラスウナギを特定水産動植物に指定し、違法に採捕した者や違法と知って流通させた場合の罰則を新設し、懲役3年、罰金3,000万円とするなど、罰則を大幅に強化したところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 また、都道府県への交付金により、 (1)悪質化、広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催 (2)メディアの活用や看板設置等による普及啓発に係る経費 (3)監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備 を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 水産流通適正化法に基づき、特定第一種水産動植物に指定されているアワビ、ナマコの取扱事業者のうち、事業区域が複数県に及ぶ広域事業者については、国の職員が同法の遵守状況を確認し、違反の疑義がある場合には随時県とも連携しつつ立入検査を行っているところ。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>4 また、大間での太平洋クロマグロの不正流通事案の発生をうけ、先般の国会において水産流通適正化法を改正し、太平洋クロマグロの大型魚を念頭に、採捕者、流通事業者に対し、取引時における個体の重量等の情報伝達や取引記録の作成・保存の義務付け等の措置を講ずることとした。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>5 水産流通適正化法に基づく電子システムへの支援については、漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための伝達システムを国で構築・運用しているところである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>6 シラスウナギについても、令和7年12月から水産流通適正化法が適用されることに向け、同法による漁獲番号・取引記録の伝達等の義務が円滑に履行されるよう、利便性が高いトレーサビリティシステムを設計し、現在開発を行っている。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>7 今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。</p> <p>【参考】密漁対策のための罰則強化の概要(令和2年12月1日施行)</p> <p>(新設)特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪 懲役3年／罰金3,000万円 無許可漁業等の罪 懲役3年／罰金200万円 ⇒ 懲役3年／罰金300万円 漁業権侵害の罪 罰金20万円 ⇒ 罰金100万円</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
---	--	---

III 太平洋クロマグロの資源管理について

R6年度要望趣旨

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混亂が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

R6年度要望	回答、状況等
<p>1① 1 クロマグロ資源の適正利用</p> <p>① 資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現</p> <p>ア 日本の漁獲枠の増枠</p> <p>太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)等国際会議で議論をリードし、漁獲枠の拡大が早期に実現するよう引き続き強く働きかけること。</p> <div style="text-align: right;">内容変更</div> <p>イ 資源評価結果を反映した増枠の実現</p> <p>最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。</p> <div style="text-align: right;">内容変更</div>	<p>【水産庁】</p> <p>1 太平洋クロマグロについては、厳格な資源管理に取り組んできた結果、資源は順調に回復しているところであります。我が国漁業者の方々には、増枠に対する強い要望があると承知しています。</p> <div style="text-align: right;">新規</div> <p>2 7月10日から始まるIATTCとWCPFCの合同作業部会に、我が国から増枠の提案を提出したところであり、この中には、漁獲枠未利用分の繰越に関する規定を維持することも含まれております。増枠の実現には12月の年次会合を含めた関連の国際会議でコンセンサスが必要となるところ、増枠の議論やその結果については予断できませんが、我が国としては最新の資源状況に応じた増枠ができるよう交渉にあたる考えです。</p> <div style="text-align: right;">新規</div> <p>3 資源評価については、国際的な科学機関であるISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)に関係国・地域の研究者が集まり、相当な時間と労力を費やして実施されるものであり、また1年間では資源評価に係るデータの更新が限定的なものとなることから、1年ごとの資源評価は現実的ではありません。本年は新たな資源評価が行なわれたところであります。我が国としてはこれを踏まえた増枠が実現するよう努力してまいります。</p> <div style="text-align: right;">新規</div>

<p>1② 1 クロマグロ資源の適正利用 ②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用 ア 沿岸漁業に配慮した配分 国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。</p> <p>内容変更</p> <p>イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し 資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。</p> <p>内容変更</p> <p>ウ 定置網の突発的な入網への対応 定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。</p> <p>内容変更</p> <p>エ 枠の融通と留保枠の有効活用 国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう、次期切替時に合せて検討すること。 国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないよう管理期間の見直しも検討すること。</p> <p>内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 令和6管理年度のクロマグロの漁獲枠の配分については、水産政策審議会がとりまとめた「配分の考え方」に従い、国の留保枠から配分したものも含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。特に大型魚の配分にあたっては、都道府県に対し、2015年～2022年の8か年の最大漁獲量等を勘案して、国の留保から追加配分を行っている。</p> <p>内容変更</p> <p>2 本年、WCPFCにおいて増枠の可能性が出てくる場合には、水産政策審議会の下に「くろまぐろ部会」を開催し、国内配分の考え方を検討する予定。</p> <p>新規</p>
---	--

<p>1③ 1 クロマグロ資源の適正利用 ③ 沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認(廃止見合新規)のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 沿岸くろまぐろ漁業については指示の期間を2年間とし、2年毎に指示内容を検討した上で新たな指示を発出している。ご指摘の制度のあり方を含め、クロマグロの適切な資源管理が図られるよう、引き続き検討してまいりたい。 継続</p> <p>2 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業の大臣許可を有する者が対象となっている。ご要望にある沿岸まぐろはえ縄漁業者によるクロマグロの漁獲は少ないと承知しており、まずは各県で管理手法の検討をしていただく必要があると考えるが、知事による管理上支障があるような操業をする沿岸まぐろはえ縄漁業者がいるのであれば、その管理手法については個別にご相談いただきたい。 継続</p> <p><u>イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。</u></p> <p style="text-align: center;">新規</p>
<p>2① 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理 ア 定置網等 <u>定置網における漁獲制限の具体的な調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。</u> <u>規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。</u></p> <p style="text-align: center;">内容変更</p> <p><u>イ 大中型巻き網漁業</u> <u>産卵量を安定して確保するために、大中型巻き網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。</u></p> <p style="text-align: center;">内容変更</p> <p><u>ウ 大臣許可漁業</u> <u>資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。</u> <u>大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。</u></p> <p style="text-align: center;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 令和6管理年度におけるくろまぐろ大型魚の配分にあたっては、定置網漁業などの沿岸漁業に対しては、2015年～2022年の8か年の最大漁獲実績に応じて、国が留保している数量から追加配分を行うとともに、配分量が少ない都道府県については、混獲管理のために一定の数量を当初に上乗せ配分するなど、沿岸漁業に対して配慮した配分を行っている。 継続</p> <p>2 また、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を実施しているところであります、引き続き、積極的に融通を促進し、沿岸漁業が漁獲枠を有効に活用できるよう努めてまいりたい。 継続</p> <p>3 なお、産卵親魚の漁獲規制については、「くろまぐろ部会」のとりまとめでも、① ISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価及び将来予測を実施しており、これに基づくWCPFCの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。 ②そのため、科学的には親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされている。 と示されているところである。 <u>このことから、令和6管理年度の大中型巻き網漁業への小型魚の配分については、約300トンを大型魚に振り替えることにより前年よりも更に削減し、WCPFCの基準年である2002年から2004年の平均漁獲実績の5分の1にまで減少させているところである。</u></p> <p>4 一方で、「くろまぐろ部会」のとりまとめでは、「多数の沿岸漁業者が産卵期操業規制の必要性を訴えている現状を踏まえ、この問題への丁寧な説明に努めていくべきである。」とも示されており、資源管理の推進にあたっては今後とも資源評価に必要な調査を継続するとともに、沿岸漁業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行ってまいりたい。 内容変更</p> <p>5 大臣許可漁業との漁場競合について、沿岸漁業者とのトラブル回避のために必要な場合には業界団体を通じて周知するので、周知すべきルールがあれば、情報提供いただきたい。 継続</p>

<p>2② 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>②混獲回避及び適切な数量管理</p> <p>ア 混獲回避及び再放流技術開発</p> <p>定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。</p> <p>また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>イ 適切な数量管理</p> <p>数量管理を適切に実行するに当たり、放流した個体がつい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。</p> <p>沖合底びき網に死んだクロマグロが入網するような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 平成 29 年度から令和2年度まで「太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業」によって、定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に取り組むための技術開発を実施したところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 また、平成 29 年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、平成 30 年度補正予算においては、従来の「定置網漁業のみ」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大するなどの措置を取ったところである。さらに、令和5年度事業からは、機器等の導入に対する支援の上限額を2倍に引き上げたところ。また、平成31年度当初予算において、クロマグロの混獲回避のための休漁への支援を措置している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 資源管理のための放流の取組みについては、海上保安部でもご理解いただいているとの認識だが、海上保安部との間で何か問題等がある場合は、隨時ご相談いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>4 また、沖合底びき網漁業にクロマグロの死骸が入網し、同時に入網したずわいがに等の漁獲物に被害が生じた例があることは承知しており、実態把握や原因究明のため、入網した際の情報を収集しているが、残念ながら、現時点では原因等は明らかになっていない。引き続き、関係漁業者に死亡個体は水揚げしTAC報告を行うよう指導を行うとともに、漁業者からの情報提供も得ながら、原因の調査を含め再発の防止に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>
---	--

<p>2③ 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>③混獲回避、減収に対する支援制度</p> <p><u>ア クロマグロ混獲回避の取組支援</u></p> <p>混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p><u>イ 混獲回避型休漁支援</u></p> <p>混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p><u>ウ 漁業収入安定対策事業の拡大</u></p> <p>資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p><u>エ 迅速な支払い</u></p> <p>上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p><u>オ 産地魚市場や水産加工業者等への対策</u></p> <p>産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p><u>カ いか釣り漁具被害対策</u></p> <p>クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害され、漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>(ア～エについて)</p> <p>1 平成 29年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、さらに平成 30年度補正予算において、従来の「定置網漁業のみ」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大するなどの措置を取ったところである。さらに、令和5年度事業からは、機器等の導入に対する支援の上限額を2倍に引き上げたところ。また、平成31年度当初予算において、クロマグロの混獲回避のための休漁への支援を措置したところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>(才について)</p> <p>1 産地魚市場や水産加工業者等の中小企業者については、一時的に売上高や利益が減少した場合に、中小企業庁のセーフティーネット保証により資金繰りの支援を受けられることとされているため、積極的にご活用いただきたい。</p> <p>2 また、水産加工業者等が生産・流通業者等と連携し、漁獲量が減少し入手困難な魚種から漁獲量が豊富な魚種等新たな魚種に転換する等の取組に対し、必要な機器の導入等の支援を行っているところ。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>(カ いか釣り被害対策について)</p> <p>1 クロマグロによるものと思われる操業被害・漁具被害が発生していることは承知している。</p> <p>2 操業被害による漁業収入の減少については、漁業共済及び積立ぶらすにより支援を行っているため活用いただきたい。</p> <p>なお、漁業共済の基準金額(5中3)が、近年の不漁の影響で低くなってしまうというお話を伺っているが、漁業共済で4年間の長期継続申込特約を付けると、この4年間の5中3の下限が前年の基準金額の90%となる仕組みがあるのでご活用いただきたい。</p> <p>3 また、クロマグロによる漁具被害対策に関する要望の声については認識しているが、</p> <p>① 一般的に、糸や針、おもりといった漁具は消耗品であり、支援に馴染まないこと</p> <p>② 漁業共済・積立ぶらすの減収補てんでは、漁業収入を支援対象としており、漁業収入で賄われる操業経費もカバーしており、この操業経費の中には漁具も含まれていること</p> <p>などから、新たな支援を行うのは極めてハードルが高いと考えています。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>
--	--

<p>2④ 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ④ 漁獲状況を把握するシステム構築 漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 農林水産省は、令和2年9月に公表した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」(※旧ロードマップ)に基づき、500箇所以上の漁協及び産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制や、大臣許可漁業の電子的な漁獲報告体制を既に構築し、運用を開始しています。</p> <p>2 これらの体制を活用することにより、報告にかかる漁業者の負担感を軽減しつつ、正確かつ迅速な漁獲状況の把握に取り組んでまいります。</p> <p>3 なおクロマグロについては、今般の漁業法改正に伴い、漁獲報告の内容等も変わることから、報告方法についても別途、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>3 3 遊漁者等の操業自粛措置 ア 周知指導 広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導し、違反者への取締を強化すること。</p> <p>イ 採捕報告 遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。</p> <p>ウ 遊漁制度 クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>(アについて)</p> <p>1 クロマグロ資源管理の経緯や国内漁業者の取組み、あるいは広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁によるクロマグロの採捕規制措置の内容については、水産庁ホームページ、ポスターなどの他、釣り関係団体や釣り関係メディアなどの協力を得ながら、あらゆる手段を用いて周知を図っている。</p> <p>2 また、水産庁ホームページで最新の採捕量を随時更新し、大型魚の全国の採捕数量が予め定めた時期ごとに一定の数量を超えるおそれがある場合は、当該時期の末日まで採捕を禁止する旨を公示し、都道府県や釣り関係団体を通じて遊漁者への周知徹底を図っている。</p> <p>3さらに、取締りについては、これまでも都道府県等と連携し立入検査を行っていたが、本年4月から、水産庁に漁獲監理官を設置し、太平洋クロマグロの主要な陸揚港において関係事業者等を対象とした陸揚げ状況の検査や巡回指導を開始したところであり、クロマグロ遊漁についても、都道府県の水産部局等とより一層連携を図りつつ、監視や取締りの強化を図ってまいりたい。 その上で、違反が確認された場合には、令和6年4月以降は直ちに農林水産大臣名で広域漁業調整委員会指示に従うべき旨の命令を行うこととした。当該命令に従わなかった場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が適用されることとなっている。</p> <p>(イについて)</p> <p>4 遊漁で採捕したクロマグロの報告については、報告用Webサイトや水産庁で開発したアプリ等から採捕量等の報告を義務づけており、報告期限については、令和6年4月から、陸揚げ後5日から3日以内に短縮し、迅速な報告を求めている。</p> <p>5 また、採捕報告を集計する際に報告内容に不審な点があった場合、報告者に直接連絡し、採捕した状況の詳細について確認を行うとともに、疑義情報に接した際には、関係機関と連携して調査等を行っている。</p> <p>(ウについて)</p> <p>6 今後のクロマグロ遊漁管理については、令和6年3月に策定・公表した新たな資源管理ロードマップに基づき、現行の制度・運用について強化するとともに、届出制の導入等の検討による管理の高度化を推進し、管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理への移行を推進していくこととしている。</p>

IV 沿岸資源の適正な利用について

R6年度要望趣旨

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合(大臣許可)漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマ¹については、令和5年3月、北太平洋漁業委員会(NPFC)で、令和5年と令和6年の措置として、公海におけるTAC、国別漁獲上限について大幅に削減する措置が合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

大中型まき網漁業等の漁獲対象がクロマグロの漁獲制限により、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

R6年度要望		回答、状況等
1① 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある規制措置を検討すること。 内容変更	【水産庁】 1 水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。 2 水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、一方的な大臣許可漁業に対する規制の強化は困難であるが、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 削除 3 これまで新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、各都道府県の要請や感染状況に注視し、会議等のリモート開催や必要最小限の人数に限定して話し合いを行ってきたが、本年5月に同方針が廃止されたことに伴い、今後は一般的な感染症防止対策を講じてまいりたい。	継続
1② 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ②沖合漁業に対する指導調整 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自動的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止(自粛)区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては隨時操業の条件として内容を盛り込むこと。 継続	【水産庁】 1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 3 一方的な沖合漁業に対しての規制強化は困難であるが、水産庁としては、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分行われるよう対応してまいりたい。 削除 4 また、許可の見直しに当たっては、関係漁業者の意向も踏まえつつ、適切に対応してまいります。	継続

R6年度要望	回答、状況等
1③ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ③カツオ、スルメイカにおける漁業調整 カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。 内容変更	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあり、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
1④ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ④海洋環境の変化への対応 海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。 漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。 内容変更	<p>【水産庁】</p> <p>1 適切な資源管理を推進するためには、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。本年3月に策定・公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、資源調査や海洋観測等により、生物情報や海洋環境データ等を収集し、海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価に取り組んでいるところ。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 また、沿岸漁業であれ、沖合漁業であれ、海洋環境や水産資源が変化・変動する中、これに対応した操業が求められてきていると認識しており、水産庁としては、このような対応への支援を行ってきている。また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が行われるよう指導してきたところであり、一方的な沖合漁業に対しての規制強化は困難であるが、今後もこうした取組を継続してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
1⑤ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ⑤沖合漁業の漁船の大型化への対応 いわゆる「もうかる漁業」や「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場について沿岸漁業者に大きな影響を与えることが懸念されるところから、このような措置を進めるにあたっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと。 内容変更	<p>【水産庁】</p> <p>1 労働人口が減少する中で、漁業を職場として選んでもらうためには、漁船の大型化を通じた生産コストの削減や居住性・安全性・作業性の向上を進めていくことは必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 一方で、資源の適切な管理を確保する必要があることから、漁業構造改革総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)において、居住性・安全性・作業性の高い大型漁船の導入等による収益性向上の実証の取組への支援を行う際には、これまででも、適切な資源管理措置を講じることにより資源への悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当(IQ)が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧に調整しつつ適切に進めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

R6年度要望		回答、状況等
2①	<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>①大中型まき網漁業、ロシア漁船による漁獲の指導管理 親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。</p> <p>我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成等の透明化等、資源に影響が及ぼないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。</p> <p>伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るために、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 マサバ太平洋系群については、令和2年7月から、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とするTAC管理を開始し、令和3管理年度からは、漁業法に基づく資源管理基本方針に沿って、数量管理と漁業者の自主的な取組を組み合わせた管理を実施しているところである。また、ご指摘の大中型まき網漁業においては、同じく令和3管理年度より同系群を漁業法に基づく漁獲割当て(IQ)方式により管理をしているところであり、引き続き適切な資源管理を行ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>2 なお、我が国200海里水域におけるロシア漁船の操業については、毎年行われる日ロ地先沖合漁業交渉において、日本漁船の安全な操業を確保するため、禁止期間・禁止区域の拡大や漁船同士の距離のルール等の導入を図ったところ。ロシア漁船に対しては、これらのルールの指導・取締りを行うとともに、立入検査等により漁獲量等の監視・取締りを実施しているところであり、引き続き、国内における資源管理の効果が損なわれないよう監視・取締りを行うとともに、日本漁船の安全操業の確保に向け対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>3 また、伊豆諸島近海海域においては、沖合・沿岸含め複数の漁業が同資源を利用していると承知しているが、その利用の在り方については、数量管理を基本としつつ、地域の各漁業における漁場利用の実態も踏まえ、漁業調整と適切な資源管理が両立するよう、関係漁業者に対し指導してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p>
2②	<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>②海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定</p> <p>目標管理基準値は、海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 マサバ太平洋系群の目標管理基準値は、現在利用可能な最新の科学的知見を踏まえて実施される資源評価に基づき、設定されているものである。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>2 これまでも、水温や海流等の海洋環境が資源に与える影響についても資源調査の一環として調査しており、資源評価にあたっては、利用可能な外国漁船の漁獲や漁獲以外の海洋環境の影響を考慮するとともに、現在の漁獲組成を踏まえた管理基準値の提案や将来予測がなされており、これに基づく資源管理を実施しているところである。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>3 引き続き、海洋環境の変化を考慮した上で資源評価を行い、様々な想定の下で、漁獲が資源に与える影響を見定めながら、資源管理措置の具体的な内容を定めていくこととしており、漁獲サイズを考慮した資源評価・管理などについても検討しているところである。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>4 なお、サバ類太平洋系群は、令和6管理年度中に直近の資源評価等を踏まえた資源管理方針の検討を行うこととしており、今後資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)を開催して、議論していくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p>
2③	<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>③漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施</p> <p>漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁業法に基づく資源管理の推進に当たっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考えており、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の場以外にも、これまでどおり、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかりと漁業者の理解と協力を得た上で、進めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>2 また、資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものである。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>3 こうした目標を目指す過程で一定以上の減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業収入安定対策事業によりその減収を補填しているほか、漁業経営セーフティーネット構築事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p>

R6年度要望		回答、状況等	
3	3 カツオ資源の適正利用 近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大蔵許可漁業と沿岸曳網漁業との資源利用並びに操業調整の対策や取組を推進すること。	<p>【水産庁】 1 我が国沿岸へのカツオの来遊量の回復に向けて、科学的な知見に基づき、実効性のある国際的な資源管理の実施が必要との認識については、水産庁も共有している。</p> <p>2 2022年のWCPFCでは、親魚量が一定の水準を下回った場合に、漁獲努力量や漁獲量の水準を減らす手続きを定めた管理方式が採択された。また2023年のWCPFCでは、カツオを含む熱帯マグロ類の保存管理措置を更新し、漁獲量・漁獲努力量が基準値を上回った場合に、措置を見直す規定を追加した。引き続き、適切な資源管理が実施されるよう取り組んでいく。</p> <p>3 また、近年の来遊量の減少と、赤道海域における大型まき網漁業の漁獲の関係について、我が国の主張の科学的根拠を強化するために、カツオの来遊経路に関する調査も継続している。</p> <p>4 なお、水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。</p>	
		[継続]	
4	4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用 外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。	<p>【水産庁】 <科学的評価の実施> 1 外国漁船による公海でのサンマやマサバの漁獲及び海洋環境の変化が資源に与える影響を把握するために、公海漁場での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を実施してきたところである。今後もこれら調査・研究を進めるとともに、資源評価の精度向上を図ってまいりたい。</p> <p><国際的な資源管理の推進> 2 また、北太平洋におけるサンマ、マサバ等の資源を持続的に利用するため、2015年に我が国の主導によりNPFC(北太平洋漁業委員会)を設立し、国際的な資源管理の議論を進めている。</p> <p>3 サンマについては、本年4月に開催されたNPFC第8回年次会合において、資源水準に応じて総漁獲可能量(TAC)を算出する「暫定漁獲管理規則」が合意された。2024年の措置として、「暫定漁獲管理規則」に基づき、公海におけるTACを15万トンから13.5万トンに削減する等の措置が合意された。</p> <p>4 マサバについても、同会合において、公海における漁獲量を10万トンに制限する措置が合意された。</p> <p>5 サンマやマサバ等の資源管理の充実のため、来年3月の次回年次会合に向けて、引き続き関係国・地域に積極的に働きかけを行っていく所存。</p>	<p>内容変更</p> <p>内容変更</p> <p>内容変更</p> <p>内容変更</p>
5①	5 沖合漁業の操業秩序の確立 ①VMS情報の多様な活用 沿岸資源の適正な利用や新たな数量管理への移行の取組み、資源評価の向上等のため、VMS情報の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。	<p>【水産庁】 1 VMS設置及び常時作動については、漁業法第52条第2項に基づき、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、当該許可を受けた船舶を対象として命ずることができることとされている。</p> <p>2 VMS情報については、 ①法の規定に即して利用しなければならず、 ②個別具体的な取締情報であり、厳重な取扱いが求められることから、ご指摘のような「多様な活用」は基本的には困難であるものの、国としてこれらの観点を踏まえた適切な活用を図ってまいりたい。</p>	<p>内容変更</p> <p>内容変更</p>

R6年度要望	回答、状況等
<p>5② 5 沖合漁業の操業秩序の確立 <u>(2)VMSを有効に活用した取締強化</u> VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努め、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導・取締りを強化しその結果を公表すること。禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。</p> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">内容変更</div>	<p>【水産庁】</p> <p>1 大臣許可漁業については、全許可船への「衛星船位測定送信機(VMS)」の設置・常時作動等を義務付けてきたところであるが、漁船の操業状況等を把握できるVMSの必要性は高まっていることから、先般の国会において漁業法を改正し、通信を妨害する行為等を禁止するとともに罰則(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)を措置したところである。引き続きVMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。</p> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">内容変更</div> <p>2 VMS作動停止による水産庁の指導取締りの結果の公表については、個別具体的な取締情報であることから、対応することは困難である。</p> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">新規</div> <p>3 禁止区域内での水中集魚灯の使用など、VMSでは対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。</p> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">継続</div> <p>4 違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行いうよう努めているとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等」に基づき厳正に対処している。</p> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">継続</div> <p>5 なお、操業秩序を維持するためには、沖合漁業だけでなく沿岸漁業についても違法操業が必要であり、都道府県による指導・取締りの徹底をお願いする。</p> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">新規</div>

R6年度要望		回答、状況等
5③	<p>5 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>③AISの利用普及</p> <p>AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 AIS利用の普及については、 ・設置漁船に対する漁船保険料の助成 ・高齢漁業者等を対象に衝突事故防止に資する AISの導入支援 ・スマートフォンを活用したAISアプリの利用促進等の取組を実施しているところ。</p> <p>2 また、国土交通省を始め関係各省と連携したパンフレットの作成や、全国漁船安全操業推進月間における周知啓発キャンペーンの実施等、AISの普及に向けた指導に努めているところ。</p> <p>3 これらの取組を通じ、引き続き関係省庁と連携しながら、水産業の安全対策に取り組んで参りたい。</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>AISの設置が義務付けられている漁船については、船員法体系において、操業中を除き、常時作動させることを船長に義務付けており、引き続き、航行中のAISの茶道が徹底されるよう周知等を行ってまいります。</p>
6	<p>6 海上大規模開発事業の関係者説明</p> <p>風力発電等の海上の大規模開発事業について、漁場を利用している隣県の漁業関係者に情報提供されないケースがみられている。</p> <p>今後、EEZ内での開発のような関係者が広範囲に及ぶ場合も想定され、情報伝達の行き違いからくる漁業調整問題が発生する恐れがある。</p> <p>審査段階での情報提供について、地元のみだけではなく、県域を超えた漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。</p>	<p>1 現在、国全体として、2050カーボンニュートラルの実現等に向け、再生可能エネルギーを推進しており、その中で、洋上風力発電設備の設置については、いわゆる「再エネ海域利用法」(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律)に基づき、漁業等との調和に配慮しながら進めることとされている。</p> <p>2 同法では、洋上風力等の発電事業の実施により「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」が要件の一つとして規定されている。そのため、具体的な案件形成においては、(法定の協議会を設置する前の段階から、)関係漁業者への十分な情報提供や議論を行い、漁業への支障の有無を確認する必要があると考えている。</p> <p>3 個々の案件によっては、関係する漁業者が、地元の漁業者に限られない場合もあることは認識しており、関係都道府県に対しては、利害関係のある漁業者がきちんと把握され、その者の意見を丁寧に聴いた上で進めるよう、適切な情報提供を求めており、引き続き、(再エネ海域利用法の主務省庁である)経済産業省及び国土交通省とも連携して対応してまいりたい。</p>

V 漁業法改正後の制度運用について

R6年度要望趣旨	
<p>改正漁業法では、TAC魚種の拡大など新たな資源管理措置が図られ、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。</p> <p>また、新たな制度の運用にあたり、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減が求められております。</p> <p>つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。</p>	
R6年度要望	
	回答、状況等
1 改正漁業法施行後の事務の円滑化	<p>【水産庁】</p> <p>1 これまでも、漁業法の円滑な運用のため、定期的に都道府県会議を開催し、都道府県担当者の理解を深めるとともに、各地域において漁業協同組合や漁業者等の関係者に対する説明会等を実施してきたところである。 内容変更</p> <p>2 円滑な制度運用に向けては、都道府県や関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施するとともに、様々な課題に対して、必要な指導・助言を行ってまいりたい。 内容変更</p> <p>3 また、漁業法に基づく各種の申請や漁獲報告については、関係者の負担が軽減されるよう各種システムの構築を進めてきたところであります、都道府県のご尽力により、既に全国500か所以上の産地市場・漁協等から水揚げ情報を収集する体制を整備し、運営している。 内容変更</p> <p>4 今後は本年3月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に沿って、国のシステムの整備を進めることにより、現場の事務負担を軽減するデジタル化に取り組んでまいりたい。なお、報告体制についてはほぼ構築が済んでいると認識しているが、引き続き都道府県の事情に応じて相談に対応して参ります。 新規</p>
①事務の円滑化	
②申請、報告システムの構築	

R6年度要望	回答、状況等
2① 2 新たな資源管理措置等について ① <u>自主的な資源管理の評価</u> 新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、ロードマップ等に示されているスケジュールにこだわらず、精度の高い資源評価や生態解明、資源量・再生産の分析・評価を行うこと。資源量推定のための十分な情報と精度が得られない魚種や、数量管理が困難または適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。 内容変更	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁業法に基づく資源管理においては、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。</p> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">継続</div> <p>2 漁業者により行われている自主的管理は、地域の実態に応じて様々な取組が行われているなど重要なものであり、法に基づく資源管理協定として、数量管理との組み合わせにより、より効果的な資源管理措置としていくこととしている。</p> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">継続</div> <p>3 また、現時点で利用可能な最善の科学情報を踏まえ、系群毎に資源評価を実施しており、この結果に基づき資源管理を行っているところであり、新たなTAC資源の拡大に当たっては、資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等の場において、水産資源ごとに実態に応じた管理の方法を議論・検討し、またステップアップ期間も活用して対応してまいりたい。</p> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">継続</div>
2② 2 新たな資源管理措置等について ② <u>TAC対象魚種追加の慎重な議論</u> TAC対象魚種の追加は漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者の意見を十分に聴き、種々の問題に対する具体的な解決策を示しながら、関係者の視界を得た上で、資源状況、漁業実態、経済価値のみならず対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論すること。 また、数量管理が困難もしくは適さないと判断される魚種をTAC対象とすることへの漁業者等の疑問・懸念を真摯に受け止め、丁寧に議論し、漁業者の十分な理解を得た上で慎重に進めること。 内容変更	<p>【水産庁】</p> <p>1 新たなTAC対象資源の追加に当たっては、当事者である漁業者の意見を十分に聴き、行政や専門家との意見交換を行い、関係者の理解を得ながら進めることが重要と考えている。</p> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">継続</div> <p>2 資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の場以外にも、要望等に応じ、説明会等を実施しているところであり、引き続き、海域毎に、操業の実態や資源状況、漁業調整の状況等を十分に考慮した上で、関係漁業者と丁寧に議論して検討してまいりたい。</p> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">継続</div>

R6年度要望	回答、状況等
<p>2③ 2 新たな資源管理措置等について <u>③ 漁業経営に配慮した漁獲管理</u> <u>複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。</u> <u>資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。</u></p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 新たなTAC対象資源の追加に当たっては、当事者である漁業者の意見を聞き、行政や専門家との意見交換を行い、資源の特性や漁業の実態を考慮して管理の在り方を検討しているところである。 2②再掲</p> <p>2 混獲についても資源に与える影響は変わらず、管理する必要があることを念頭に、TAC管理のステップアップ期間も活用して、資源ごとにどのような工夫が可能か引き続き検討してまいりたい。 内容変更</p> <p>3 また、適切な水準に資源を回復・維持することを目指す過程で、一定以上の減収が生じるような場合には、適切な資源管理を行う方に対して、漁業収入安定対策事業によりその減収を補填しているほか、漁業経営セーフティーネット構築事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。 内容変更</p>
<p>2④ 2 新たな資源管理措置等について <u>④ 地域産業の成長対策の具体化</u> <u>漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。</u></p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 我が国の漁業を持続的に発展させ、地域全体の産業を成長産業化していくためには、新規就業者の確保とその定着を図り、年齢バランスのとれた就業構造としていくとともに、水産加工業の支援や海業の振興等による漁村の活性化をしていくことが重要である。 継続</p> <p>2 このため、新規就業者対策については、現在、水産庁として就業希望者が経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、就業相談会の開催や漁業学校等で学ぶ者への就業準備資金の交付、漁業現場での長期研修等を切れ目なく支援している。 継続</p> <p>3 また、水産加工業に対しては、地域の水産物を活用して生産・加工・流通業者が連携して行う原材料転換や新商品開発等の「売れるものづくり」に向けた取組を支援している。 内容変更</p> <p>4 加えて、漁村は、高い鮮度の水産物、漁業体験、独自の風景や歴史など、大きなポテンシャルを有しており、水産庁では、こうした地域資源を活用する事業を海業と位置づけ、海業を全国で展開することを通じて、水産物の消費増進や交流促進により、漁村地域の所得と雇用機会の確保を図り、漁村の持続的な発展を目指すこととしている。 <u>このため、漁港漁場整備法を改正し、漁港において海業に取り組みやすくするための仕組みを整えたところ。</u> <u>また、</u> ①関係省庁協力の下、海業に係る施策をとりまとめた「海業支援パッケージ」の作成・周知 ②このような支援制度について、地域において十分理解が進み浸透するよう、海業振興総合相談窓口(海業振興コンシェルジュ)の設置 ③海業を普及・推進するため、「海業の推進に取り組む地区」を募集し、54地区を公表 等の取組を行っているところであり、引き続き、広く海業の取組を浸透させるため、漁業者等の理解促進を図りながら、海業を推進してまいりたい。 内容変更</p>

R6年度要望	回答、状況等
<p>2⑤ 3 新たな資源管理措置について ⑤ 正確な漁獲量を把握する仕組み TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。</p> <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">内容変更</div>	<p>【水産庁】</p> <p>1 流通経路については、資源ごとに様々であることから、新しいTAC資源については、「TAC管理のステップアップ」のステップ1の期間において実態を把握し、関係都道府県等と協力しながら、より正確な漁獲量把握の体制整備を進めてまいりたい。</p> <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">継続</div> <p>2 なお、漁獲物が産地市場を通らずに流通する事例については、一義的には漁業者本人からしっかりと報告を行ってもらうことが必要であり、都道府県によっては、電子的に報告するためのアプリケーションを準備したところです。</p> <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">内容変更</div>
<p>2⑥ 3 新たな資源管理措置について ⑥ 定置網等の特性に応じた数量管理技術開発 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。</p> <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">継続</div>	<p>【水産庁】</p> <p>1 令和3年度から水産庁補助事業「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業」において、特定の魚種が入網しているかどうかを陸上で確認できるようにする技術や、入網した魚を光で誘導し外に逃がす技術などを開発中である。</p> <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">継続</div> <p>2 引き続き、技術の開発を推進するとともに、事業実施団体等を通じて開発した技術の普及に努めてまいりたい。</p> <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">継続</div>

VI 外国漁船問題等について

R6年度要望趣旨

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いているですが、竹島の不法占拠、尖閣諸島に対する不当な干渉等により、我が国の排他的経済水域、暫定水域等において近隣国との大きな問題が続いています。

我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。

我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど外国漁船の違法操業の影響に加えて、スルメイカ資源の減少もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常に厳しい状況となっています。

分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要との意見が出されています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、悪質な当逃げ事故、衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年以降はこれまでにない頻度で発射され、令和5年6月15日に発生した事案においては、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一歩間違えれば大惨事となつた可能性がありました。海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

R6年度要望		回答、状況等
1	<p>1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定 竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、国が調整すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に解決するため、適切な外交努力が行われるとともに、排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間で交渉の進展が図られるよう、外務省と連携を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 また、我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間における協議や協力を積極的に推進してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 暫定水域については、これまで長年にわたり韓国政府に対し、強い姿勢で暫定水域の問題解決に向けた働きかけを行っている。今後とも、暫定水域における資源管理及び操業秩序の問題に解決に向け、しっかりと取り組んでまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>【外務省】</p> <p>1 竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、我が国はこの問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考え。</p> <p>2 排他的経済水域の境界画定の問題は、我が国の主権的権利等に関わる極めて重要な問題と考えている。</p> <p>3 今後も双方にとって受け可能な合意が得られるよう努めていく考え。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

<p>2① 2 漁業協定等の見直し・暫定 水域等の操業秩序確立と資源 管理</p> <p>① 日台漁業取決め適用水域 の一部縮小と協議対象水域の 拡張抑制</p> <p>日台漁業取決め適用水域内 から、「東経125度30分より東 の水域」及び「八重山北方三 角水域」を除外するとともに、 我が国の経済水域内において は、取決め適用水域を除いて 台湾漁船の操業を一切認めな いこと。</p> <p>また、先島諸島の南側の水 域等、取決め適用水域の拡大 については、今後一切、協議 の対象としないこと。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止 めているが、まずは、操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が、台湾漁 船とのトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 なお、先島諸島の南側水域など、取決め適用水域の拡大について、台湾側と 協議するつもりはない。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】</p> <p>1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止 めている。本年(2024年)3月に台北で日台漁業委員会が開催され、2024年漁 期の操業ルールについて、粘り強く交渉を行った結果、2019年以降適用されて きた操業ルールを継続することで一致した。まずは、同ルールを適切に実施し、関 係漁業者が台湾漁船とトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 取決め対象外の水域について、本取決めの対象として協議する予定はない が、いずれにせよ、政府としては同委員会での協議を通じ、操業ルールの適切な 実施の確保及び改善が図られるよう、引き続き全力を尽くしてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
<p>2② 2 漁業協定等の見直し・暫定 水域等の操業秩序確立と資源 管理</p> <p>② 日台漁業取決め適用水域 内の安全操業確保と台湾漁船 のPI保険加入の義務化</p> <p>日台漁業取決め適用水域内 において、日本漁船が安全に 操業できる水域の拡大に努め ることや操業隻数制限等、資 源管理措置に関する協議を進 めることに加え、台湾漁船のP I保険への加入義務化を促す こと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 日台民間漁業取決め適用水域における日本漁船の操業については、操業 ルールの必要な見直しと適切な実施の確保により、台湾漁船とのトラブルなく安 心して操業できることが重要と認識している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 本年3月の日台漁業委員会の結果、現状の操業ルールを継続することとなっ たが、関係漁業者が安心して操業できるよう、引き続きルールの見直しに努めて いく。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 今後とも、関係漁業者と十分に意見交換しながら、台湾との協議に取り組んで まいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】</p> <p>VI-2①参照</p>

<p>2③ 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 <u>③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序の確立</u> 韓国のはえ縄漁船は、我が国漁船と漁場競合しており、我が国のEEZ内における操業を禁止し、取締強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。 日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。 <u>ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要であることから、日韓関係改善の動きを捉え、漁業秩序確立と実効性のある資源管理体制の確立に向けた協議を進めること。</u> また、分布域に暫定水域を含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること。 </p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産庁では、韓国漁船の違法操業を防止するため、違反が頻発する九州・山陰海域に漁業取締船を配備し、我が国水域への侵入防止を図っているところであり、引き続き、我が国漁船の安全な操業の確保に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>2 暫定水域については、これまで長年にわたり、日韓漁業協議等において、日本側から、資源管理や操業秩序の問題の解決を図るべく、韓国政府に協議を求めてきたところ。現在の日韓関係の状況を踏まえながら、しっかりと取り組んでまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 また、海底清掃に係る事業については、今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(VI-4と同旨)。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 また、分布域に暫定水域を含む魚種について、我が国としても暫定水域を含めた日本海の資源調査を実施してきたところ。資源評価等に関する関係国との連携強化は重要であり、可能なものから取り組んでまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>【外務省】</p> <p>1 現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていることが大きな問題となっている。</p> <p>2 このため、2016年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めている。</p> <p>3 これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかりと取り組んでいく考え。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
--	--

<p>2④ 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>④中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策</p> <p>中国については、日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、<u>中国漁船の操業条件を遵守させ、今後とも一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。</u></p> <p>さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中國国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化すること。</p> <p>また、北緯27度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 日中暫定措置水域および北緯27度以南水域における中国漁船の操業については、まずは、現行の日中漁業協定の枠組みの下、日中当局間の様々なルートを活用しつつ、問題提起を行い、中国側に適切な対応を求めてまいりたい。なお、北緯27度以南水域については、協定上、日中漁業共同委員会の協議対象と位置づけられているところ。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 中国さんご船による密漁は根絶すべきものであり、水産庁は中国さんご船船長を令和4年12月に漁業主権法違反で逮捕したところ。引き続き適切な取締りを行ってまいりたい。日中暫定措置水域等で中国さんご船を視認した場合は、中国当局に対して通報の上対処を求める等、さんご船根絶に向けた取組を進めてまいりたい。</p> <p>また、さんご網の除去など海底清掃に係る事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(VI-4と同旨)。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】</p> <p>日中漁業協定に関し、御指摘については重く受け止めており、政府部内でもしかるべく共有したい。頂戴した御意見も踏まえ、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業関係の個別具体的な問題について、日中漁業共同委員会を含む二国間のルートを通じてしっかりと対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
---	--

<p>2⑤ 2 漁業協定等の見直し・暫定 水域等の操業秩序確立と資源 管理 ⑤対ロシア漁業の操業機会の 確保</p> <p><u>現在、北海道では、ロシアと の漁業協定に基づき、地先沖 合漁業を始め4種の漁業がお こなわれており、地域経済にお いて重要な役割を果たしてい ることから、今後も協定の下で の操業が継続されることはず より、対口交渉において、協力 金の引き下げ等の操業条件の 緩和や、国による支援の継続 が必要よなっている。</u></p> <p>地先沖合漁業を始めとする 対口漁業の操業機会の確保を 強力に推進するとともに、積極 的な外交交渉による操業条件 の緩和と国による支援を行うこ と。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 現在、日露関係は全体として厳しい中にあるが、ロシアとの漁業交渉について は、我が国の漁業活動に係る権益の維持・確保の観点から、日本漁船の操業機 会を確保できるよう、外務省とも連携しつつ、適切に対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[繼続]</p> <p>2 日露間の各漁業協定に基づく日本漁船の操業条件については、各漁業団体 からの御要望を踏まえ、<u>地先沖合漁業交渉においては、操業条件の見直しや操 業に必要な経費を大幅削減するとともに、本年の日本水域に係る日さけ・ます 漁業交渉においても、協力金の下限額を引き下げるなど、日本漁船にとって操業 条件の緩和と費用負担の軽減を実現してきたところ。今後とも、漁業交渉の場に おいて、努力をしていく。</u></p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>3 ただし、日本漁船の操業条件の緩和をロシア側に要求する場合、相互主義の 観点から、日本水域で操業するロシア漁船の操業条件の緩和をロシア側から要 求されることも想定されることから、バランスのとれた交渉結果が得られるよう慎 重に対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[繼続]</p> <p>4 なお、北方四島周辺水域における我が国漁業者の円滑な操業については、必 要な経費を助成する「北方海域出漁者経営安定支援事業」を、我が国200海里 水域内における我が国漁業者によるロシア系さけ・ますの漁獲に関しては、同資 源の保存及び管理について協力するための「さけ・ます漁業協力事業」を引き続 き実施している。</p> <p style="text-align: right;">[繼続]</p> <p>【外務省】</p> <p>1 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、日露関係は全般的に厳しい状況にある のはご承知のとおり。他方、日本政府としては、漁業等の実務的な取組について は、漁業者の権益、また、我が国の漁業権益を踏まえ、しっかりと継続していく意 向。</p> <p style="text-align: right;">[繼続]</p> <p>2 <u>こうした考え方の下、ロシアによるウクライナ侵略開始後も、漁業分野の3つの政 府間協定及び1つの民間決めに基づく操業ができるようロシア側とやり取りを 重ねてきており、日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定、貝殻島昆布協定に 基づく操業が実現。</u></p> <p style="text-align: right;">[新規]</p> <p>3 他方、残念ながら、北方四島周辺水域操業枠組協定については、ロシア側が 我が国に対する制裁を理由に政府間協議に応じておらず、2023年以来操業が実 施できていない。政府としては、ロシア側がかかる対応をとっていることは受け入 れられず、枠組協定の下での操業を実施できるよう、引き続き適切に対応してい く。6月21日に中込欧州局長からヴォロビヨヴァ露外務省第三アジア局長に対 し、操業の早期再開を求めた。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p> <p>4 日本政府として、日露間の漁業協定の安定的な実施を重視しており、引き続 き、漁業者を含む関係者の御要望を踏まえながら、水産庁と連携し、安定的な操 業を可能な限り支援していく。</p> <p style="text-align: right;">[繼続]</p>
---	--

<p>2⑥ 2 漁業協定等の見直し・暫定 水域等の操業秩序確立と資源 管理 ⑥ EEZ内におけるロシア大型 トロール船による漁具被害の 防止</p> <p>我が国排他的経游水域内に 入域し操業するロシア大型冷 凍トロール船に対しては、沿岸 漁業者の漁具被害を回避する ための連絡体制を構築するこ と。 現実的に漁具被害が発生し ていることから、ロシア船によ る漁具被害において、被害漁 具復旧費の全額補償や加害 船特定の有無にかかわらず補 助対象とするなど、活用しやす い補償の仕組みを早急に構築 すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁具被害への漁業者の懸念は十分理解しており、ロシア漁船が原因と思われる漁具被害が発生した際には、ロシア側に対し、我が国漁業者の被害状況を説明し、再発防止について申し入れるとともに、漁具被害を未然に防止するため、日本側からロシア側に四半期ごとに日本の漁業者の漁具設置位置を通報し、ロシア側がロシア漁船への情報伝達及び慎重な操業の指導を徹底する体制を構築して <u>いる。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 ロシア側は、日本水域では慎重な操業を行い、日本側から通報のあった海域では特に慎重な操業を行うよう指導する旨を表明しており、現に2022年以降はロ シア漁船が原因と思われる漁具被害に関する情報が寄せられていない状況では あるが、引き続きこうした取組を継続していく考えである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 外国漁船による漁具被害については、韓国・中国等外国漁船操業対策事業に おいて、被害漁具の原状復帰のために必要な経費の1／2を支援しているところ であり、まずは当該事業を活用いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】</p> <p>御指摘の「ロシア大型冷凍トロール船」は、日ソ地先沖合協定に基づいて日本 の200海里水域で操業するロシア船のことであると理解したが、同協定に基づく 日露交渉において、交渉ヘッドの水産庁からも、露側のトロール船への対応をロ シア側としっかりと話し合っていると承知しており、外務省としても、引き続き水 産庁と連携していきたい。また、外務省としても、例えば日本水域(太平洋側)にお いて日本の漁船が設置した漁具の設置位置を定期的にロシア側に通報してきて いる。引き続き、水産庁と連携し、漁具被害の防止に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
<p>3① 3 外国漁船の取締強化と漁業 者の安全の確保 ① 領海及びEEZ内における外 国漁船に対する徹底した取締 りの実施</p> <p>サンゴ密漁船や大和堆など で繰り返される外国漁船の違 法操業、スルメイカの無秩序な 漁獲、日本漁船の近くでの操 業及び漁場の違法占有等の 事案を未然に防ぐためにも、 海上保安庁の巡視船艇や水 産庁漁業取締船の増隻及び 人員増等により、我が国の領 海及び排他的経済水域におけ る外国漁船の監視・取締体制 の一層の拡充強化を図ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産庁では、令和2年から令和4年にかけて漁業取締船2隻を大型化するとともに2隻を増隻し、計46隻の漁業取締船で監視・取締活動を行っているところ。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 また、漁業取締船に乗船する漁業監督官等について、<u>令和元年度</u>から本年度 までの5か年で、海事職を34名、その他17名を増員するとともに、<u>令和4年4月</u> に漁業取締課内に外国漁船の対応に特化した外国漁船対策室を設置したこと。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 外国漁船の取締りにあたっては、<u>違法操業を防止するため、違反が頻発する 海域・期間に重点的に漁業取締船を配備し、監視・取締活動を行っている。</u></p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>4 特に、大和堆周辺水域の我が国排他的経済水域においては、周年にわたり配 備している漁業取締船に加え、我が国いか釣り漁業の漁期が始まる前の5月から は更に漁業取締船を重点的に配備し、海上保安庁とも連携して対応を行ってい る。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>5 今後とも、漁業取締体制の更なる強化のため、放水銃や船体の防弾化など装 備面の強化・充実等を図り、引き続き、我が国漁業者の安全な操業を確保できる よう努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、一昨年の12月、大和堆や尖閣諸島も含め国内外の厳しい情 勢を踏まえ、ハード面での大幅な増強整備を進めていくこととした「海上保安能力 強化に関する方針」を定めたところ。今後ともこの方針に基づき、巡視船や航空機 の増強のほか、併せて必要な要員の確保を含め順次進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

<p>3② 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>② 外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や漁業関係機関に対する情報提供</p> <p>中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接、周辺で操業する漁船や関係機関に同時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入し、日本漁船に接近しようとする動きを見せた場合は、日本漁船の安全を確保するため海上保安庁が対応を行っている。</p> <p>また、外交ルートにおいても、直ちに中国側に厳重に抗議し、再発防止を強く求めている。</p> <p style="text-align: right;">[続き]</p> <p>2 水産庁は、尖閣諸島周辺水域に漁業取締船を配備し、海上保安庁と連携して外国漁船の我が国領海内への侵入防止を図っている。なお、取締活動で得られた情報は漁業取締りに関わる情報であるため、直接漁船や関係機関に提供することは困難であるが、水産庁としては、引き続き、関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう、政府全体として適切に対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続き]</p> <p>削除</p> <p>一方で、漁業者の安全操業を確保することは重要であることから、個別具体的な御希望があれば、それを踏まえてどのような対応を取ることが可能か、検討してまいりたい。</p>
<p>3③ 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>③ 外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止</p> <p>外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮屈した危険があつた場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 外国漁船の緊急避泊は、台風の接近等、荒天又は異常な気象など船舶に急迫した危難がある場合や急病人の発生など人命の安全を保持するため、やむを得ない場合にのみ認められるものであり、それ以外の場合には、農林水産大臣の寄港の許可が必要である旨、強く指導してきたところである。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>2 なお、外国漁船に対し、やむを得ず緊急避泊を行わざるを得ない場合には、必ず事前通報を行うよう引き続き指導とともに、廃棄物の投棄や敷設漁具の損傷等が発生することがないよう、外国漁船に対し、基本的ルールの遵守についても要請してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続き]</p> <p>3 また、緊急避泊する外国漁船による漁具被害の軽減・防止等を図るために、監視活動の実施、漁具標識の整備等の支援を行っているところである。</p> <p style="text-align: right;">[続き]</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、海上荒天等を理由に我が国の領海又は内水に入域する外国船舶に対し立入検査を行うなどして、周囲の状況等も総合的に勘案しつつ、緊急入域の要件に該当するかどうかしっかりと確認を行っているところ。</p> <p>その上で、緊急入域する外国船舶に対しては、事前に錨地に適した海域等必要な情報を提供するとともに、入域場所が他の船舶の航行に支障を及ぼすおそれがある等適切でない場合は、他の水域に移動するよう指導等しております。</p> <p>また、緊急入域の要件が消滅した場合には、直ちに領海外に出域するよう指導等を行っております。</p> <p>引き続き、外国船舶に対し秩序ある緊急入域について指導等を行うとともに、入域海域の秩序維持を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">[続き]</p>

	<p>3④ 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保</p> <p>北朝鮮のミサイル発射について、令和5年6月15日に発生した事案においては、<u>必ずついがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一歩間違えば大惨事となつた可能性がある。</u></p> <p>外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁船に搭載されたVMSの位置情報を活用するなど、的確な情報伝達、安全確認体制の構築及び緊急連絡体制の充実など安全確保への一層の強化を図るとともに、漁業者の安全確保との確な情報提供に万全を期すこと。</p> <p><u>万が一、自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>【水産庁】</p> <p>1 北朝鮮のミサイル発射情報等の伝達に関しては、内閣官房から送付されるミサイル発射情報を自動転送により直接漁業無線局や都道府県等へ伝達しており、平成30年度には、受信したミサイル発射情報を音声に変換し、人を介さず自動で即座に漁船へ伝達するシステムを全国451局の漁業無線局へ導入し、迅速かつ万全な体制としたところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 水産庁ではこれに加え、漁業無線局や都道府県を通じて漁船の安全を確認する作業を行っている。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>3 漁業者の安全な操業の確保に万全を期するため、引き続き関係省庁や関係機関と連携を図り、緊張感をもって対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>【外務省】</p> <p>1 北朝鮮による度重なる弾道ミサイル等の発射は、関連する安保理決議に違反するのみならず、日本、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できない。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 特に付近を航行する船舶や航空機の安全確保の観点からも極めて問題であり、漁業関係者の安全に対する懸念についても理解。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>3 北朝鮮による弾道ミサイル等発射に際しては、その度ごとに北朝鮮側に対して厳重に抗議している。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>4 引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、関連する国連安保理決議の完全な履行のための協力を進めていくとともに、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、国民の安全・安心の確保に万全を期していく考え。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
4	<p>4 投棄漁具等による被害の救済</p> <p>韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。</p> <p><u>海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っているサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>【水産庁】</p> <p>1 平成25年度補正予算において、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援するための基金を設置し、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業による支援を実施しているところであり、令和5年度補正予算により20億円を積み増したところである。また、沖縄漁業基金事業についても、同様の支援が可能となっており、令和5年度補正予算により15億円を積み増したところである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更: R4韓国中国25億円、R4沖縄15億円</p> <p>2 今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

VII 海洋性レジャーとの調整等について

R6年度要望趣旨

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されることから、漁業制度や遊漁マナーの啓発、遊漁者の資源利用実態把握と資源管理を行わせる体制整備が求められています。

プレジャーボート等には運行に係る安全性の確保及び漁具への被害の防止が必要であり、利用者に対する保険加入の義務付け、物損被害への補償の充実や、利用者の把握のための組織化が必要です。

操縦免許・船舶検査が不要なミニボート(登録長3m未満、出力1.5kW未満、プロペラによる身体障害防止機構あり)は、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻轆する港の周辺での遊漁などを行っており、ミニボートによる海難事故が発生していることから、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

一方、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船で海難事故が頻発しているところです。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

R6年度要望	回答、状況等
1① 遊漁と漁業の調整	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁のルールやマナーを広く国民に周知するため、水産庁ではHPに「遊漁の部屋」を設け、都道府県のルール等を確認できるようにしているところ。また、各都道府県に対しては、利用者が見やすく、分かりやすいものとなるよう、都道府県HPを改善・工夫するなど依頼しているところである。 継続</p> <p>2 また、水産庁では、釣りを含めた遊漁に関するルールの周知、マナーの向上を目指してパンフレットを作成し、釣りの各種イベントや遊漁団体が行う講習会で配布するなど、直接、普及・啓発を行うとともに、遊漁団体や釣りメディア等を通じて呼びかけを行っているところである。また、遊漁者と漁業者のトラブルを防止する取り組み事例の一つとして、静岡県西伊豆町では、「海釣りGO！」というアプリで釣り場の管理を行っており、その中でルールの周知を行っているような事例もあることは承知している。 内容変更</p> <p>3 引き続き、遊漁団体や釣りメディア等と連携して遊漁のルールやマナーについて効果的な広報ができるよう、色々な工夫を進めてまいりたい。 継続</p>
イ 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。	新規
ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー(遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等)についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。	新規

<p>1② 1 遊漁と漁業の調整 ②スピアフィッシングに対する規制強化 漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 スピアフィッシングについて、その定義が必ずしも定かではないが、各都道府県で定めている漁業調整規則において、遊漁者等が使用できる漁具漁法については制限が課されており、「ヤス」については使用可能な都道府県も存在している。</p> <p style="text-align: right;">[繙続]</p> <p>2 一般的に「ヤス」とは目的物を突き刺して採捕する漁具の一種であり、採捕物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手に持って突き刺すものであり、発射装置等を用いて目的物を突き刺す「モリ」は含まれないが、このような漁具には様々な態様のものがあることから、都道府県漁業調整規則の遊漁者等が使用できる漁具又は漁法か否かについては、使用する漁具の構造、規模、使用方法に応じ、個別に判断する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">[繫続]</p> <p>3 いざれにせよ、スピアフィッシングを含む個別の遊漁の取扱いや規制のあり方については、漁業調整規則を所管する各都道府県で検討されたい。また、漁場の使用に関する紛争の防止等の観点から海面利用協議会や委員会指示の活用も可能であるところ、各都道府県の実態に即した対応を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">[繫続]</p> <p>4 なお、水産庁においては、遊漁者からの問い合わせに対応するとともに、関係法令の遵守等に関する「遊漁のルールとマナー」のパンフレットを作成し配布しているほか、遊漁団体等とも連携し、釣り教室などにおいて遊漁者への指導や普及啓発に努めているところである。</p> <p style="text-align: right;">[繫続]</p>
<p>1③ 1 遊漁と漁業の調整 ③遊漁者の資源利用の実態把握 国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、プレジャーボートを利用する遊漁者を含む全ての遊漁者に対して、令和3年6月以降、大型魚の採捕報告を義務付けたところである。</p> <p style="text-align: right;">[繫続]</p> <p>2 クロマグロ以外の魚種については、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化など、遊漁者が資源管理に取り組みやすい環境の整備に努めてきたところ。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>3 他方で、漁業におけるTAC管理導入の進展等に応じ、漁業者からは遊漁による採捕量把握や管理強化が強く求められているところであり(マダイ、キンメダイ、ブリ等)、実態把握等の優先度が高いものについて、委託事業により採捕量等の情報収集・推計に取り組んでいるところである。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p> <p>4 また、令和6年4月1日から施行された改正遊漁船業法において設けられた協議会の仕組みを利用し、地域における遊漁の資源管理に対するルールづくり等を促すとともに、業務主任者に対し、利用者に採捕報告を促すよう協力を求めるところである。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p> <p>5 なお、遊漁船業と漁業の兼業率は7割以上あることに加え、漁協の中には遊漁船部会が設置されている場合があると認識している。このような既存組織や前述の遊漁船業に関する協議会なども活用して資源管理の重要性や遊漁採捕量把握の必要性、資源の持続的利用のためのルールなどについて意見交換・情報共有を行っていく必要があると考えており、引き続き、都道府県や関係団体と連携して検討していく。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p>

<p>1④ 1 遊漁と漁業の調整 ④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備 漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。 漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、全国的な資源管理のルール導入を図ること。 都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁船やプレジャーボートを利用する遊漁者の組織化については、毎年、都道府県遊漁・海面利用業務担当者に対して調査を実施し、実態を把握するとともに、都道府県に対して組織化を促しているところである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 また、令和6年4月1日に施行された改正遊漁船業法においては、地域の水産業と遊漁船業の調和の観点から協議会制度を創設したところである。本協議会については、都道府県が組織し、地域の遊漁船業者、漁協、遊漁者、その他関係者で構成されるものであり、これを有効に活用し、地域の実情に応じた水産資源の管理や理解醸成について努めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 なお、遊漁船業と漁業の兼業率は7割以上あることに加え、漁協の中には遊漁船部会が設置されている場合があると認識している。このような既存組織や前述の遊漁船業に関する協議会なども活用して資源管理の重要性や遊漁採捕量把握の必要性、資源の持続的利用のためのルールなどについて意見交換、情報共有を行っていく必要があると考えており、引き続き、都道府県や関係団体と連携して検討していきたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>
<p>2① 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止 ① プレジャーボート利用差者に対する賠償責任保険加入義務化 プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。 さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 プレジャーボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 なお、日本漁船保険組合においては、漁業者保護の観点から5トン未満のプレジャーボートを対象に、任意保険事業として、プレジャーボート責任保険を取り扱っている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 この保険においては、対人のみならず、休漁補償や漁具等の物損被害についても補償の範囲としている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施しており、今後とも加入隻数の増加に向け、加入促進活動を積極的に展開していくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>令和5年末の保有台数が約8,300万台、事故発生件数が約30万件の自動車等においては、法律に基づき保険への加入が義務付けられていますが、その補償対象は運転によって人の生命又は身体が害された場合における対人賠償を補償するのみである。 一方、令和5年末のプレジャーボートの保有隻数は約21万隻、海難事故は891件であるところ、年間の事故件数や、自賠責制度の補償の範囲を踏まえると自動車等の保険への加入義務付け状況等を踏まえると、漁業被害を想定した対物賠償を含む保険加入義務付けの法制化は困難と考えられます。 なお、プレジャーボートには対人賠償、対物賠償、捜索救助費用等が補償内容となっている任意保険があり、これに加入することにより、漁業被害を含む補償を担保することができます。 人的・物的被害者保護の観点、マリンレジャーの健全な発展の観点から、保険への加入率の向上は業界全体の課題であると認識しており、国土交通省では、関連団体を通じ、販売店に対してプレジャーボート購入者へプレジャーボート保険を周知するよう指導しております。 今後とも、プレジャーボート保険の加入促進に向けて官民を上げて取り組んで参ります。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

<p>2② 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止</p> <p>②利用者の組織化によるマナーの周知徹底</p> <p>法令や規則、マナーの周知徹底を図るために、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。</p>	<p>1 プレジャーボートや水上オートバイ等の運航に係る安全性の確保については、国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることしたい。</p> <p>新規</p> <p>2 プレジャーボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。</p> <p>新規</p> <p>3 また、漁港区域内の放置艇の隻数は、令和4年度に水産庁及び国土交通省が実施した全国実態調査において1.8万隻と、前回調査時(平成30年)と比べ約4千隻減少している。</p> <p>このような中、地域にとって支障となる放置艇については概ね10年程度を目途に解消できるよう、本年3月に、水産庁及び国土交通省において「三水域(港湾・河川・漁港)におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」をとりまとめたところであり、具体的な対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①係留・保管能力の向上 ②効果的な規制措置の実施 ③水域管理者等による監督の推進 ④放置艇の新規発生を防ぐ予防的措置の実施 ⑤広域的な対策の推進 <p>を示しているところ。</p> <p>水産庁としては、今後とも、放置艇を係留・保管するための収容施設の整備や既存施設の有効活用等により、地方自治体の放置艇対策を支援してまいりたい。</p> <p>新規</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>小型船舶操縦士免許の取得又は更新に際しては、教本や視聴覚教材を用いて、関係法令や規則等を習得させるための教育を行っております。</p> <p>また、小型船舶操縦者の遵守事項について、地方運輸局等が、海上保安庁と協力して、全国各地のマリーナ等を巡回して違反の取り締まりを行うとともに、各地で開催されるポートショーなどにおいてリーフレットの配布等による周知啓発に取り組んでおります。</p> <p>加えて毎年4月から8月に関係省庁・団体と連携して実施している「小型船舶に対する安全キャンペーン」において、発航前検査の実施や船外機の適切な点検・整備を促すリーフレットを使用して啓発に努めるなど、プレジャーボートの安全確保に向けた取組を行っております。</p> <p>なお、ミニボートユーザーに対しては、ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者が販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封し、海上交通ルールの遵守等を周知しており、国土交通省としても、HPに「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」のパンフレット及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、各地で開催されるポートショーなどボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところです。</p> <p>国土交通省としましては、これらの活動を通じて、小型船舶操縦士のマナー向上を図り、漁業関係者とプレジャーボート利用者の共生に引き続き努めて参ります。</p> <p>新規</p>
--	--

<p>2② また、無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。</p>	<p>【国土交通省海事局】 小型船舶操縦免許証には5年間の有効期間が設定されており、その更新の際に、関係法令や規則に関する最新の知識等について更新講習を受講させることにより、これらの知識等を継続的に習得させています。これに加え、小型船舶操縦者の遵守事項に違反した者に対しては、違反点数を付与するとともに、安全意識の徹底のための再教育も実施しております。 また、毎年4月から8月に関係省庁・団体と連携して対応している「小型船舶に対する安全キャンペーン」において、水上オートバイに乗る際に遵守すべき事項や船舶番号の適正な表示を促すリーフレットを使用して啓発に努めるなど、一層の安全確保に向けた取組を行っております。 さらに、水上オートバイについては、メーカー直営販売店などで組織化された全国NPO法人パーソナルウォータークラフト安全協会(PWSA)において、ユーザーに対して安全に係る周知啓発活動を実施しており、国土交通省もその活動を促進しているところです。 また、国土交通省においては、ボートユーザーが多く集まる全国のボートショーなどのイベント等において、安全啓発に係る周知活動を実施しているところであります。 国土交通省としましては、これらの組織を通じて、水上オートバイの操縦者に対する周知啓発に努めて参ります。</p>
---	--

新規

新規

<p>3① 3 ミニボート等による危険行為の防止</p> <p>①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置 海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域(距離)の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。</p> <p><u>安全対策上の制度創設に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。</u></p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>ミニボートは、低出力・低速で航行できる区域が限られることから、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要で、手軽に楽しめるため我が国マリンレジャーの裾野拡大の一翼を担っており、利用者の安全意識の向上を図るよう次のような安全対策を推進しております。</p> <p>国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画をHPで掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っている。(当該マニュアルでは、3m以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取り付けを進めています。)</p> <p>また、関係団体はHPに、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施しております。(当該マニュアルでは、夜間や暗い未明に出港しないことや、他船に気付いてもらえるよう、ボートに派手な旗を高く掲げておくことを推奨しております。)</p> <p>このような取り組みを継続し、今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう官民が連携し、取組んで参ります。</p>
---	--

<p>3② 3 ミニボートによる危険行為の防止 ②安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握</p> <p>ミニボート等(SUPを含む)を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、<u>インターネット購買者も含めた販売条件とする</u>よう、ポート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。</p> <p><u>海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。</u></p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。 [続続]</p> <p>2 ミニボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報や船舶の安全を所管する国土交通省が「ミニボートの安全対策の実施」を定めている交通安全業務計画を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。 [内容変更]</p> <p>3 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。 [続続]</p> <p>参考: 海難の現況と対策について(海上保安庁)</p> <p>令和5年のミニボートの事故隻数は107(106)隻。船舶事故隻数は増加。(※()内は令和4年)</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者では、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封して、ミニボートの特性、海上交通ルールの遵守、海難事故予防などについて周知しています。</p> <p>しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネットによる個人売買等を全て把握し、その購入者に対して周知することは困難であることから、業界団体では、ミニボートに関する安全対策等を習得させる目的で、全国の登録小型船舶教習実施機関等と連携し、ミニボート講習会を案内しています。</p> <p>国土交通省においても、HPに「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、ミニボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところであり、引き続き、業界団体と連携して安全啓発活動に取り組んで参ります。</p> <p><u>漂流したミニボートが、救難活動に支障を及ぼすことがないよう、海上交通のルールやミニボート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用していただくため、国土交通省では、業界団体と連携し、安全啓発活動に取り組んでいます。</u></p> <p><u>漂流しているミニボートの利用者を特定するために、国土交通省では、HPに掲載している「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」において、ミニボートに連絡先を記載しておくことを推奨し、万が一流出した場合に海上保安庁へ連絡することを案内しています。</u></p> <p><u>なお、国による船舶の登録制度については、売買時のトラブルの防止や信用販売の円滑化等を図るほか、放置艇の適正な保管場所への誘導や不法投棄の未然防止のために実施しているものですが、財産価値が低いこと等の理由から、小型で小馬力の船舶などは対象外としています。</u></p> <p>また、ミニボートは、構造・設備に起因する事故は少なく、航行できる水域が限られることから、船舶検査の対象とする必要性は低いと考えています。</p> <p><u>いずれにせよ、ミニボートの海難事故の減少に向け引き続き実効性のある対策を検討実施していきたいと考えています。</u> [内容変更]</p>
---	---

<p>3③ 3 ミニボートによる危険行為の防止</p> <p>③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化</p> <p>ミニボート利用者に保険加入を義務付けること。法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。</p> <p>賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力に推進すること。</p> <p>日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 ミニボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p>2 日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険は、漁港等に保管又は係留されている5トン未満のプレジャーボートが対象であり、スポーツやレクリエーション用のミニボートは当該責任保険の対象になっている。</p> <p>3 なお、漁船等と衝突した場合に漁船等の被害が大きくならないため、ゴムボートはプレジャーボート責任保険の対象となっていないが、船底がFRP成型されているエンジン付きゴムボートについては、漁船等の被害が大きくなる恐れがあるため、漁業者保護の観点から当該責任保険の対象となっているところ。</p> <p>4 プレジャーボート責任保険は、漁船保険事業の実施に支障のない範囲において、日本漁船保険組合が行う任意保険事業であるため、ご要望にある保険加入対象の拡大については、日本漁船保険組合にお伝えしたい。</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現在のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えております。</p> <p>また、ミニボートの利用者に対しては、プレジャーボート保険への加入を促すことを含めて安全啓発を行っている（パンフレットの配布等）ところ、今後も保険の加入率向上に向けて取組んで参ります。</p> <p>なお、プレジャーボートと保険については、様々な損害保険会社等が提供しているところ、「船底がFRPされていない推進器付きゴムボート」を対象としているかは保険商品により異なるため、各保険会社にお尋ねいただければと思います。</p>
--	---

水産物の放射性物質検査の結果について

霞ヶ浦北浦水産事務所
(R6. 10. 3現在)

品目名	採取 水域	令和6年度検査結果 (採取日, Bq/kg)								令和5年度検査結果 (Bq/kg)					
		検体数	直近		前回		前々回		最大	最小	検体数	平均	最大	最小	
天 然	アメリカマズ	西浦	1	7/31	18	7/3	13		7/31	18	13	2	18	18	18
		北浦										2	15	17	13
	ウナギ	西浦										1	3.2	3.2	3.2
		北浦													
	ワカサギ	西浦	1	7/3	N.D.				7/3	N.D.	N.D.	4	6.4	7.6	5.7
		北浦										1	8	8.0	8.0
	シラウオ	西浦	1	7/3	N.D.				7/3	N.D.	N.D.	1	6.1	6.1	6.1
		北浦	1	6/26	3.2				6/26	3.2	3.2	1	3.8	3.8	3.8
	テナガエビ	西浦	1	9/11	4.0				9/11	4.0	4.0	4	2	8.3	N.D
		北浦										1	N.D	N.D	N.D
	ヌマチチブ	西浦										1	4.4	4.4	4.4
		北浦													
養 殖	アメリカマズ	西浦										1	N.D	N.D	N.D
		北浦										1	N.D	N.D	N.D
	コイ	西浦										1	N.D	N.D	N.D
		北浦										1	N.D	N.D	N.D
	ゲンゴロウブナ	西浦													

注) N.D :検出限界値未満
北浦 :北浦 外澳逆浦を含む